令和４年度第１回つくば市公共交通活性化協議会
次第

日 時：令和４年(2022 年)６月 28 日（火）　13 時 30 分～
場 所：つくば市役所 本庁舎５階 庁議室

１　開　会

２　新任委員紹介

３　副市長挨拶

４　会長挨拶

５　議　題

（1）審議案件

案件１　令和３年度事業報告について
案件２　令和３年度歳入歳出決算について
案件３　つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）について
案件４　令和４年度事業計画（案）について
案件５　令和４年度歳入歳出予算（案）について
案件６　筑波地区支線型バスの本格運行に向けた手続きについて
案件７　路線バス運行実証実験事業（松代南循環）について
案件８　つくバスの令和４年 10 月改正について
案件９　つくタクの令和４年 10 月改正について
案件 10　つくタク無料体験乗車会の実施について
案件 11　まつりつくば 2022 開催日におけるつくバス１日乗車券の割引販売について

（2）報告案件

案件１　令和３年度つくバス、つくタク及び各種実証実験の利用実績について
案件２　東京都市圏パーソントリップデータと KDDI 人流データの比較解析について
案件３　つくば市公共交通マップについて
案件４　つくバス広告事業に係る協定事業の進捗について

６　その他

７　閉　会

■配布資料一覧

令和４年度つくば市公共交通活性化協議会　委員名簿
令和４年度第１回つくば市公共交通活性化協議会　席次表

資料１　令和３年度つくば市公共交通活性化協議会事業報告
資料２　令和３年度つくば市公共交通活性化協議会歳入歳出決算書
資料３　つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）について
資料４　令和４年度つくば市公共交通活性化協議会事業計画（案）
資料５　令和４年度つくば市公共交通活性化協議会歳入歳出予算書（案）
資料６－１　筑波地区支線型バスの本格運行に向けた手続きについて
資料６－２　筑波地区支線型バス　実施計画（案）
資料６－３　移動円滑化基準適用除外認定申請
資料６－４　生活交通確保維持改善計画認定申請書
資料７　路線バス運行実証実験事業（松代南循環）について
資料８　つくバスの令和４年 10 月改正について
資料９　つくタクの令和４年 10 月改正について
資料 10　つくタク無料体験乗車会の実施について
資料 11　まつりつくば 2022 開催日におけるつくバス１日乗車券の割引販売について
資料 12　令和３年度つくバス、つくタク及び各種実証実験の利用実績について
資料 13　東京都市圏パーソントリップデータと KDDI 人流データの比較解析について
資料 14　つくば市公共交通マップについて
資料 15　つくバス広告事業に係る協定事業の進捗について

--参考資料--
参　考　つくば市公共交通活性化協議会規約（現行規約）

令和4年度つくば市公共交通活性化協議会　委員名簿

令和4年6月28日時点

No	所　　属	職　名	氏 名	区 分	備　考
1	筑波大学	システム情報系 社会工学専攻 教授	岡本　直久	継続	会長
2	茨城県政策企画部交通政策課	課長	寺田　明弘	新任	副会長
3	関東運輸局　茨城運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整)	國下　裕司	新任	
4	関東運輸局　茨城運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送担当)	仲野　俊二	新任	
5	茨城県つくば警察署	交通課長	平根　英一	新任	
6	茨城県土木部土浦土木事務所	道路管理課長	東ヶ崎　祐二	新任	
7	国土技術政策総合研究所	道路交通研究部道路研究室長	関谷　浩孝	新任	
8	国土技術政策総合研究所	都市研究部都市施設研究室長	新階　寛恭	継続	副会長
9	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域	地域計画研究室長	松橋　啓介	継続	
10	一般財団法人つくば都市交通センター	理事	大原 治	新任	監事
11	一般社団法人茨城県バス協会	専務理事	澤畠　政志	新任	
12	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部　透	継続	
13	首都圏新都市鉄道株式会社	経営企画部推進役兼沿線事業課課長	海老澤　貴史	継続	
14	関東鉄道株式会社	常務取締役	武藤　成一	継続	
15	ジェイアールバス関東株式会社 土浦支店	支店長	福士　康朗	継続	
16	株式会社　セキショウキャリアプラス	代表取締役社長	今里　公治	新任	
17	つくば市商工会	事務局長	松信　利彦	継続	
18	社会福祉法人つくば市社会福祉協議会	副会長兼常務理事	長　卓良	継続	監事
19	つくば市工業団地企業連絡協議会	副会長	渡邊　篤志	新任	
20	一般社団法人つくば観光コンベンション協会	事務局長	星野　弘	継続	
21	つくば市PTA連絡協議会	副会長	稲澤　保行	新任	
22	筑波学園タクシー協同組合	事務局長	鈴木　誠	継続	
23	関東鉄道労働組合	執行委員	谷田部　正利	継続	
24	つくば市都市計画審議会	委員	大澤　貴子	継続	
25	つくば市区会連合会筑波地区	代表区長	鈴木　裕一	新任	
26	つくば市区会連合会大穂地区	代表区長	野澤　洋夫	新任	
27	つくば市区会連合会豊里地区	代表区長	坂本　義治	継続	
28	つくば市区会連合会桜地区	代表区長	一色　喜美子	継続	
29	つくば市区会連合会谷田部地区	代表区長	飯田　哲雄	継続	
30	つくば市区会連合会茎崎地区	代表区長	小原　正彦	継続	
31	つくば市	福祉部長	安曽　貞夫	新任	
32	つくば市	建設部長	富田　剛	継続	
33	つくば市	都市計画部長	大里　和也	新任	

令和4年度第1回つくば市公共交通活性化協議会　席次表

日 時 ： 令和4年(2022年)6月28日(火)
場 所 ： つくば市役所5階 庁議室

出入口

傍聴席

	つくば市PTA 連絡協議会 稲澤 委員	つくば観光 コンベンション協会 星野 委員		つくば市 社会福祉協議会 長 委員	
筑波学園タクシー 協同組合 鈴木 委員					㈱セキショウ キャリアプラス 今里 委員
関東鉄道 労働組合 谷田部 委員					ジェイアールバス 関東㈱土浦支店 福士 委員 （代理　薄井様）
つくば市都市 計画審議会 大澤 委員					関東鉄道㈱ 武藤 委員 （代理 塩入様）
つくば市区会連合会 筑波地区 鈴木 委員					首都圏新都市 鉄道㈱ 海老澤 委員
つくば市区会連合会 大穂地区 野澤 委員					茨城県ハイヤー ・タクシー協会 服部 委員
つくば市区会連合会 豊里地区 坂本 委員					一般社団法人 茨城県バス協会 澤畠　委員
つくば市区会連合会 桜地区 一色 委員					つくば都市交通 センター 大原 委員
つくば市区会連合会 谷田部地区 飯田 委員					国立環境研究所 松橋 委員
つくば市区会連合会 茎崎地区 小原 委員					国土技術政策 総合研究所 新階 委員
つくば市 安曽 委員					国土技術政策 総合研究所 関谷 委員
つくば市 富田 委員					茨城県 つくば警察署 平根 委員
つくば市 大里 委員					茨城県政策企画 部交通政策課 寺田 委員 （代理 冨山様）
		筑波大学 岡本 委員	つくば市 飯野副市長		

事務局

随行者席

受付

出入口

資料１

審議案件１

令和３年度事業報告について

１　協議会開催内容

項　目	期日・場所	内　　容
第１回協議会	６月３日(木) つくば市役所	[審議案件] (1) 令和２年度事業報告について (2) 令和２年度歳入歳出決算書について (3) 令和３年度事業計画(案)について (4) 令和３年度歳入歳出予算書(案)について (5) つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正(案)について (6) つくバス運行時刻改正の検討について (7) 支線型バス・路線バス実証実験の今後の方針について [報告案件] (1) 令和２年度利用実績について
書面協議	９月24日(金) ～29日(水)	[審議案件] (1) 下妻市コミュニティバス(短期実証運行)のとよさと病院への乗入について
第２回協議会	11月15日(月) つくば市役所	[審議案件] (1) 支線型バス及び各路線バス実証実験の今後について (2) 令和４年度路線バス運行実証実験事業について [報告案件] (1) 令和３年度上半期利用実績について (2) 令和２年度広域連携バス利用実績について (3) つくタクの特例ポイントの変更について (4) 筑波地区支線型バス一部運休について (5) つくバス広告事業に係る協定書の締結について (6) 新高校生(令和３年度入学生)へのバスお試し乗車券配布結果について

書面協議	12月16日(木) ～24日(金)	[審議案件] (1) 筑波地区支線型バスの導入車両について
第３回協議会	２月10日(木) つくば市役所	[審議案件] (1) 令和４年度事業 筑波地区支線型バスの本格運行について (2) 令和４年度事業 つくバスの路線新設について (3) 令和４年度事業 つくバス既存路線の増便、バス停留所追加及びダイヤ見直しについて (4) 新高校生等に対するリーフレットの配布(令和４年度入学生)計画について [報告案件] (1) 令和４年度事業 路線バス運行実証実験事業について(路線変更) (2) 令和３年度第３四半期までの利用実績について (3) デマンド型交通つくタク運行事業業務委託 公募型プロポーザルの結果について

２　主な協議事項（概要）

（1）支線型バス・路線バス実証実験の今後について

・協議月：令和３年６月、11 月、12 月（書面協議）、令和４年２月

・内　容：平成 31 年４月から３年間の計画であった支線型バス・路線バス実証実験事業について、利用実績等の評価・分析を行い、実証実験終了後の方針について審議し、以下について承認を得た。

① 支線型バス：利用が比較的多かった第３コースのみ一部経路を見直し、令和４年 10 月から本格運行を行うこと。

② 路線バス運賃補填：割引運賃利用者は多かったものの、バス路線全体の利用者増加につながらなかったことから事業終了すること。令和４年度からは、広報等により関鉄ふれ愛パスの利用促進を図ること。

③ 路線バス新規運行：利用が定着したことから、令和４年４月からつくバス茎崎シャトルとして本格運行を行うこと。

④ 路線バス増便：増便時間帯の利用は多かったものの、ターゲットとしていた上ノ室地区の利用者増加につながらなかったことから事業終了すること。令和４年度からは、増便時間帯の実績に鑑み、関東鉄道株式会社が実証実験前の便数から平日・土日祝日各１便増やして運行すること。

(2) つくバスのダイヤ改正、路線新設等について

・協議月：令和３年６月、令和４年２月

・内　容：つくバスの所要時間見直し・運転士確保による増便、バス停留所の新設・移設、新規路線の追加などについて審議し、以下について承認を得た。

① 令和３年 10 月施行内容：バスプローブデータ解析による所要時間の適正化により、北部・上郷・西部・自由ケ丘シャトルで各２便の増便を行うこと。

② 令和４年４月施行内容：運転士増員による上郷シャトルの４便追加、西部シャトル「富士見ヶ丘団地入口」停留所の追加、吉沼シャトル「学園の森２丁目北」停留所の移設、西部・谷田部シャトルの沿線小学校の登下校時刻に合わせた時刻見直し、路線バス運行実証実験の結果を踏まえた茎崎シャトルの新設などを行うこと。

(3) 下妻市コミュニティバス（短期実証運行）のとよさと病院への乗入について

・協議月：令和３年９月（書面協議）

・内　容：下妻市コミュニティバスを下妻市福祉センターシルピアからつくば市内に乗入れ、とよさと病院まで運行することについて、審議し、承認を得た。

・期　間：令和３年 11 月～令和４年３月末（５か月間）

(4) 令和４年度路線バス運行実証実験事業について

・協議月：令和３年 11 月、令和４年２月（報告事項として）

・内　容：まちづくりの進展に伴い新たに宅地造成が進むなど開発が進む地区に対し、周辺を運行する既存の民間路線バスを活用する実証実験を行うことについて、次の２路線を審議し、承認を得た。

① 関鉄パープルバス石下・土浦線経路変更：「西平塚」地区を経由している経路を「学園の森２丁目及び３丁目」地区を経由する経路に変更し、令和４年４月から変更した経路での運行を開始すること。

② 関東鉄道松代循環路線延伸：「松代四丁目」までをカバーしている松代循環バスについて、宅地造成が進む「松代五丁目」地区まで延伸し、令和４年 10 月からの運行を開始すること。

(5) 新高校生等に対するリーフレットの配布計画について

・協議月：令和４年２月

・内　容：令和４年度に入学する新高校生等の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図るため、公共交通のメリットや重要性を紹介するリーフレット及び「バスお試し乗車券」を配布することについて審議し、承認

を得た。

対 象 者：令和４年度に入学する新高校生及びその保護者

協議運賃：「バスお試し乗車券」使用時に運賃を 100 円とする

有効期間：令和３年３月 12 日～４月 29 日

対象路線：つくバス全路線（このほか県内の民間バス路線等も対象）

・実　績：[県内]34,000 枚配布、[うちつくば市内高校等]2,034 枚配布

※お試し乗車券利用実績については現在集計中

このほか、報告案件としてつくバス、つくタク、支線型バス実証実験、路線バス実証実験及び広域連携バスの利用実績、つくバス広告事業に係る協定書の締結、つくタク特例ポイントの変更等について報告を行った。

審議案件２

資料２

令和３年度歳入歳出決算について

（歳入）　　（単位：円）

款	項	目	予算額	決算額	比較	備　考
1　負担金			**735,000**	**735,000**	**0**	
	1　負担金		735,000	735,000	0	
		1　負担金	735,000	735,000	0	つくば市負担金
2　補助金			**0**	**0**	**0**	
	1　補助金		0	0	0	
		1　補助金	0	0	0	
3　繰越金			**0**	**0**	**0**	
	1　繰越金		0	0	0	
		1　繰越金	0	0	0	
4　諸収入			**1,000**	**2**	**△ 998**	
	1　諸収入		1,000	2	△ 998	
		1　雑入	1,000	2	△ 998	預金利息
歳　入　合　計			**736,000**	**735,002**	**△ 998**	

（歳出）　　（単位：円）

款	項	目	予算額	決算額	比較	備　考
1　運営費			**235,000**	**283,351**	**△ 48,351**	
	1　会議費		18,000	7,680	10,320	
		1　会議費	18,000	7,680	10,320	会議時飲料代等
	2　事務費		217,000	275,671	△ 58,671	Zoom Pro１年ライセンス更新、PC・ウイルス対策ソフト・Web会議用周辺機器購入等
		1　事務費	217,000	275,671	△ 58,671	
2　事業費			**500,000**	**451,110**	**48,890**	
	1　事業費		500,000	451,110	48,890	
		1　事業費	500,000	451,110	48,890	委員報酬及び源泉徴収税
3　予備費			**1,000**	**0**	**1,000**	
	1　予備費		1,000	0	1,000	
		1　予備費	1,000	0	1,000	
歳　出　合　計			**736,000**	**734,461**	**1,539**	

歳入総額　　**735,002 円**

歳出総額　　**734,461 円**

歳入歳出差引額　　**541 円（つくば市に戻入）**

監　査　報　告

令和３年度つくば市公共交通活性化協議会の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類に基づき会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されたことを認めます。

令和４年６月１日

つくば市公共交通活性化協議会

監事　一般財団法人　つくば都市交通センター

大原　治　印

監事　社会福祉法人　つくば市社会福祉協議会

長卓良　印

資料３

審議案件３

つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）について

１　改正理由

近年の社会情勢の変化を受けて、つくば市では、附属機関の会議及び懇談会等を開催するに当たり、「オンライン会議又は書面による意見徴収による会議を開催する指針」（以下、「指針」という。）を策定した。同指針に記載の次の事柄に合わせ、つくば市公共交通活性化協議会規約を一部改正する。

■指針の内容

(1) オンライン会議の出席場所は委員の自宅の一室又は勤務先の会議室等、委員以外の第三者が存在しない場所で出席すること。

(2) オンライン会議システムにより参加する委員は、参集して参加する会議と同様に即時性及び双方向性を確保できることから、既存の規定上での「出席委員」とみなす。このため、報酬を支給する。

(3) オンライン会議システムにより参加する委員は、会議開催場所である会議室までの旅費が発生していないため、費用弁償は支給できない。

(4) 書面により意見聴取する場合は、参集の会議開催と同様に、謝礼※を支給する。

※オンライン会議システムによる参加と同様に、報酬は支給するが、費用弁償は支給できない。

２　改正内容

会議出席形態	改正前	改正後
対　面　出　席	報酬＋費用弁償	報酬＋費用弁償
オンライン出席	報酬＋費用弁償	報酬のみ
書　面　協　議	なし	報酬のみ

３　対象箇所

第７条（会議）

第 13 条（報酬及び費用の弁償）

４　施行日

令和４年(2022 年)６月８日

５　新旧対照表

別紙のとおり

つくば市公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第１条　つくば市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

（事務所）

第２条　協議会の事務所は、つくば市役所内（つくば市研究学園一丁目１番地１）に置く。

（協議事項及び事業）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の協議及び業務を行う。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関すること。

(2) 交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性並びに旅客から収受する対価に関すること。

(3) 地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定、進捗管理及び変更の協議に関すること。

(4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(5) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者

(3) 鉄道事業者
(4) 茨城県知事の指名する者
(5) 茨城県警察つくば警察署長又はその指名する者
(6) 地区代表区長又はその指名する者
(7) 学識経験者
(8) 市長又はその指名する者
(9) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
(10) 一般社団法人茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会
(11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
(12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者

2　委員の任期は、当該選任の日から当該会計年度の翌年度の３月末日までの期間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　必要に応じ、委員の追加を行うこととする。なお、追加された委員の任期は、現任者の残任期間とする。

4　委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

（役員）

第５条　協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。
(1) 会長１人
(2) 副会長２人
(3) 監事２人

2　役員は、前条第１項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、互選によりこれを選任する。

3　会長、副会長及び監事は、これを相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第６条　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は

会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3　監事は、協議会の出納監査を行い、その状況を会長に報告する。

（会議）

第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は委員の過半数の出席をもって成立とする。なお、会長が認めた場合は、オンラインでの参加も出席とみなす。ただし、この場合においては、委員の自宅の一室又は勤務先の会議室等、委員以外の第三者が存在しない場所で出席するものとする。

3　委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に申し出ることにより、その属する団体から代理の者を出席させることができる。ただし、この場合において、委員は当該代理の者に対し、欠席する委員の権限について委任状により委任を行うものとする。

4　会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5　緊急の議決を要する場合、又は非常事態等、委員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

6　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7　協議会は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議結果の尊重義務）

第８条　協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第９条　協議会に提案する事項について調査、検討、協議をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１０条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、つくば市都市計画部総合交通政策課に置く。

３　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１１条　協議会の運営に要する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１２条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用の弁償）

第１３条　会議に出席した委員及び第７条第７項の規定により会議に出席した者並びに幹事会に出席した委員及び幹事会規程第５条第４項の規定により幹事会の会議に出席した者は、会議開催場所である会議室に参集しての参加の場合、会議及び幹事会の会議への出席に係る報酬並びに費用の弁償~~（交通費、通信費等）~~を受けることができる。また、同会議にオンラインで参加した場合、もしくは書面による表決をした場合は、同会議への出席に係る報酬のみを受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(1) これに代わる対価を別に得ている場合

(2) 代理の者が会議に出席した場合

~~(3) 書面による表決をした場合~~

２　前項の報酬の額は、１回につき 8,500 円とし、費用の弁償の額は、１回につき

2,000 円とする。

３　前項の報酬及び費用の弁償の支給方法は、原則として現金による手渡しとする。

（協議会が解散した場合の措置）

第１４条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第１５条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 21 年２月 24 日から施行する。

附則

この規約は、平成 21 年７月１日から施行し、改正後の規定は平成 21 年４月１日から適用する。

附則

この規約は、平成 22 年５月 27 日から施行し、改正後の規定は、平成 22 年５月６日から適用する。

附則

この規約は、平成 23 年５月 25 日から施行し、改正後の規定は、平成 23 年４月１日から適用する。

附則

この規約は、平成 26 年５月 27 日から施行し、改正後の規定は、平成 26 年４月１日から適用する。

附則

この規約は、平成 26 年８月 21 日から施行し、改正後の規定は、平成 26 年６月 28 日から適用する。

附則

この規約は、平成 27 年５月 29 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年５月 30 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年５月 30 日から施行する。

附則

この規約は、令和元年５月 30 日から施行する。

附則

この規約は、令和２年３月 18 日から施行する。

附則

この規約は、令和３年６月３日から施行する。

附則

この規約は、令和４年６月 28 日から施行する。

別紙

つくば市公共交通活性化協議会規約新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第６条　（略）	第１条―第６条　（略）
（会議）	（会議）
第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。	第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議は委員の過半数の出席をもって成立とする。なお、会長が認めた場合は、オンラインでの参加も出席とみなす。ただし、この場合においては、委員の自宅の一室又は勤務先の会議室等、委員以外の第三者が存在しない場所で出席するものとする。	２　会議は委員の過半数の出席をもって成立とする。なお、会長が認めた場合は、オンラインでの参加も出席とみなす。
３―８　（略）	３―８　（略）
第８条―第１２条　（略）	第８条―第１２条　（略）
（報酬及び費用の弁償）	（報酬及び費用の弁償）
第１３条　会議に出席した委員及び第７条第７項の規定により会議に出席した者並びに幹事会に出席した委員及び幹事会規定第５条第４項の規定により幹事会の会議に出席した者は、会議開催場所である会議室に参集しての参加の場合、会議及び幹事会の会議への出席に係る報酬並びに費用の弁償を受けることができる。また、同会議にオンラインで参加した場合、もしくは書面による表決をした場合は、同会議への出席に係る報酬のみを受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。	第１３条　会議に出席した委員及び第７条第７項の規定により会議に出席した者並びに幹事会に出席した委員及び幹事会規定第５条第４項の規定により幹事会の会議に出席した者は、会議及び幹事会の会議への出席に係る報酬並びに費用の弁償（交通費、通信費等）を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。
(1) これに代わる対価を別に得ている場合	(1) これに代わる対価を別に得ている場合
(2) 代理の者が会議に出席した場合	(2) 代理の者が会議に出席した場合
	(3) 書面による表決をした場合
２－３　（略）	２－３　（略）
第１４条　（以下略）	第１４条　（以下略）

資料４

審議案件４

令和４年度事業計画（案）について

■協議会の設置目的

つくば市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する）ために設置する。※つくば市公共交通活性化協議会規約第１条

１　協議会の開催について

（1）第１回協議会（令和４年６月 28 日）

・令和３年度事業報告及び歳入歳出決算について
・つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）について
・令和４年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について
・筑波地区支線型バスの本格運行に向けた手続きについて
・路線バス運行実証実験事業（松代南循環）について
・つくバスの令和４年 10 月改正について
・つくタクの令和４年 10 月改正について
・つくタクの無料体験乗車会の実施について
・まつりつくば 2022 開催日におけるつくバス１日乗車券の割引販売について
・令和３年度つくバス、つくタク及び各種実証実験の利用実績について※1
・東京都市圏パーソントリップデータと KDDI 人流データの比較解析について
・つくば市公共交通マップについて
・つくバス広告事業に係る協定事業の進捗について

※1　コミュニティバスつくバス及びデマンド型交通つくタクの運行並びに今年度からの新たな路線バス運行実証実験（関鉄パープルバス石下・土浦線、関東鉄道松代南循環バス）について、利用実績に関するデータから事業の実施効果等について検証するもの

(2) 第２回協議会（令和４年 11 月予定）

・公共交通政策点検・評価業務について※２
・令和４年度つくバス、つくタク及び各種実証実験の利用実績について
・つくバス・つくタク等の運行改善について※３

※２　令和３年３月に策定したつくば市地域公共交通計画に記載された、各指標の達成状況について、国土交通省に報告義務があるため、一般市民や公共交通利用者に対するアンケート調査等の分析業務を実施した上で、評価を行うもの。また、同計画に定められた施策の１つである「デマンド型交通（つくタク）の効率性や利便性向上に向けた抜本的な見直し」について、分析及び評価を行い、改善案を検討するもの。

※３　つくバス・つくタク等の利用実績の検証結果を踏まえ、利便性向上や利用促進に資する運行改善（ダイヤ改正、バス停留所の新設、移設等）の実施について検討するもの

(3) 第３回協議会（令和５年２月予定）

・公共交通政策点検・評価業務について
・令和４年度つくバス、つくタク及び各種実証実験の利用実績について
・つくバス・つくタク等の運行改善について
・令和４年度公共交通の利用に関するアンケート調査について　など

２　幹事会の開催について

市内公共交通における課題や今後の方針等について、有識者による専門的な調査、検討を行うため、適宜幹事会を開催する。

幹事会は、協議会規約第１条の目的を達成するための事業等について専門的な調査、検討を行い、協議会に提案する。※つくば市公共交通活性化協議会幹事会規程第２条第１項抜粋

審議案件５

資料５

令和４年度歳入歳出予算（案）について

（歳入）　　（単位:円）

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1　負担金			**735,000**	**735,000**	**0**	
	1　負担金		735,000	735,000	0	
		1　負担金	735,000	735,000	0	つくば市負担金
2　補助金			**0**	**0**	**0**	
	1　補助金		0	0	0	
		1　補助金	0	0	0	
3　繰越金			**0**	**0**	**0**	
	1　繰越金		0	0	0	
		1　繰越金	0	0	0	
4　諸収入			**1,000**	**1,000**	**0**	
	1　諸収入		1,000	1,000	0	
		1　雑入	1,000	1,000	0	預金利息
歳　入　合　計			**736,000**	**736,000**	**0**	

（歳出）　　（単位:円）

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1　運営費			**43,000**	**235,000**	**△ 192,000**	
	1　会議費		6,000	18,000	△ 12,000	
		1　会議費	6,000	18,000	△ 12,000	会議時飲料代等
	2　事務費		37,000	217,000	△ 180,000	
		1　事務費	37,000	217,000	△ 180,000	Zoom Pro１年ライセンス更新
2　事業費			**692,000**	**500,000**	**192,000**	
	1　事業費		692,000	500,000	192,000	
		1　事業費	692,000	500,000	192,000	委員報酬及び源泉徴収税
3　予備費			**1,000**	**1,000**	**0**	
	1　予備費		1,000	1,000	0	
		1　予備費	1,000	1,000	0	
歳　出　合　計			**736,000**	**736,000**	**0**	

※ただし、項目間の流用を認めるものとする。

令和４年（2022年）６月28日
つくば市公共交通活性化協議会
会　長　　岡本　直久

資料６－１

審議案件６

筑波地区支線型バスの本格運行に向けた手続きについて

令和４年 10 月からの本格運行に向け、運行の実施計画を確定するとともに、国土交通省関東運輸局へ申請を行う各種手続きについて審議を行うもの。

１　これまでの経緯

・平成 31 年４月～令和４年３月の３年間、全４コースの実証実験を実施
・実証実験の結果を踏まえ、一定の利用が見込まれた第３コースについて、一部コースを変更した上で令和４年 10 月から運行を開始
・コースの設定など、運行内容について沿線の地元区長等と計５回の意見交換会を実施
・令和３年 12 月 16 日に書面にて開催したつくば市公共交通活性化協議会において、運行車両の大きさ、台数を確定
・令和３年度第３回つくば市公共交通活性化協議会（令和４年２月開催）において、運行コースとバス停留所の位置について確定

２　本日の審議内容

（1）運行の実施計画について

資料６―２（実施計画（案））のとおりとする。

（2）国土交通省関東運輸局への申請手続きについて

ア　一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画申請

(1)で審議した内容に基づき、路線の新設などの申請を行う。

イ　移動円滑化基準適用除外認定申請（詳細は資料６―３参照）

運行車両と予備車両について、移動円滑化基準第四十三条の規定に基づく基準適用除外の認定申請を行う。

ウ　生活交通確保維持改善計画認定申請書（詳細は資料６―４参照）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統に位置づけるため、生活交通確保維持改善計画認定申請を行う。

３　その他

（1）バスの愛称

バスの愛称の決定については、次の手順で行う。

ア　路線沿線のつくば市立秀峰筑波義務教育学校の児童生徒へ任意で愛称を募集（６月 30 日（木）〆で募集中）

イ　つくば市公共交通活性化協議会事務局（つくば市都市計画部総合交通政策課）において集計し、数点に絞り込む。

ウ　つくば市公共交通活性化協議会（書面開催）において投票（各委員１票の投票権）を行い、最も多くの票を集めたものを決定とする。

（2）今後の予定

９月中　　広報活動
１０月１日　本格運行開始

審議案件６

資料６－２

筑波地区支線型バス　実施計画（案）

つくば市都市計画部総合交通政策課

1　運行の考え方

(1) 筑波地区支線型バスの運行に至る経緯

平成 31 年４月から令和４年３月まで３年間実施した、筑波地区支線型バス実証実験の結果から、全４コースのうち、第１、第２及び第４コースについては当初の予定通り終了とし、第３コースについては、一定の利用者が見込めたため一部コースの変更などを行い、令和４年 10 月より本格運行を行う。

なお、本格運行に向け、地元住民との意見交換会を計５回行い、地元の要望を踏まえた運行コースを設定した。

(2) 筑波地区支線型バスの目的

筑波地区支線型バスは、支線交通として路線バス、つくバスが乗り入れる交通結節点と、集落や地域の主要な目的地をつなぎ、筑波地区住民の移動の利便性向上及び地域活性化の推進を目的として運行する。

2　運行全体計画

(1) 運行の概要

ア　事業種別：道路運送法第４条許可（一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行）
イ　運行開始日：令和４年 10 月１日
ウ　運　行　日：土日祝日を含めた毎日（運休日を除く）
エ　運　休　日：年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）
オ　運行時間：概ね８：００～１８：００
カ　運　　賃：200 円
キ　運賃割引：高齢者割引、障害者割引、出産支援割引、小人割引、乗継割引適用
ク　運行コース：筑波ふれあいの里入口（つくば湯）～筑波中央病院
ケ　車　　両：ワゴン型車両２台（１号車と２号車）
※上記に加えて点検・修理等の際に使用する予備車（常用車両と同規格）も配置
コ　部分運休：筑波山の紅葉シーズンなどは、渋滞の影響を大きく受ける区間において、部分運休を行う。
サ　運行事業者：新栄タクシー（有）（つくば市篠崎 792-2）

3　運賃

(1) 基本運賃

基本運賃は、200 円の均一運賃とする。

(2) 運賃割引

次に該当する場合は、基本運賃に対して割引を行う。なお、割引併用は不可とする。

ア　高齢者割引：65歳以上のつくば市民を対象とし、基本運賃の半額とする。割引に当たっては、つくば市高齢者運賃割引証の提示を必要とする。

イ　障害者割引：身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童福祉法の適用を受けている方及び介護人・付添人（１名）を対象とし、基本運賃の半額とする。 割引に当たっては上記事項を証する障害者手帳等の提示を必要とする。

ウ　出産支援割引：つくば市民であり、妊婦又は３歳未満のこどもがいる母親を対象とし、基本運賃の半額とする。割引に当たっては、つくば市出産支援運賃割引証の提示を必要とする。

エ　小人割引：小学生以下の小人を対象とし、基本運賃の半額とする。なお、運賃を支払って乗車する同伴者１人につき、未就学児童は２名まで無料とする。

オ　乗継割引：支線型バスとつくバス・路線バス[1]・つくタク[2]を乗り継いだ場合、２つ目以降の運賃を上限200円とする。対象時間帯は、平日９：00～16：59に２つ目以降の始点を出発する便のみとする。

カ　回数券：回数券を11枚綴り1,000円で販売する。（１割引）

４　車両

（1）常用車両

運行に通常使用する車両（常用車）は、次の仕様とする。

車　　種：ＮＶ350キャラバン（送迎タイプ）ワゴンＧＸ
メーカー：日産
型　　式：３ＢＡ－ＫＳ４Ｅ２６
駆　　動：２ＷＤ
ギ　　ア：７ＡＴ
車両寸法：5,080㎜×1,695㎜×2,285㎜（全長×全幅×全高）
総 重 量：2,560kg
乗車人数：10人乗り
改　　造：運賃箱、放送設備、乗降中表示灯（車両後部）、降車合図ブザー、ネームプレート、法定表示銘板、乗降用手すり、滑り止め付きマット、行先案内板、運転席後部パネル、仕切カーテン、バックブザー、ドライブレコーダー、消火器などの取付け工事

---

[1] 路線バスとの乗継割引を利用する場合、乗降場所は市内に限るものとする。また、ジェイアールバス関東が運行する、「ひたち野うしく駅～つくばセンター」路線及び「つくばセンター～イオンモール土浦」路線は対象外とする。

[2] つくタクとの乗継割引を利用する場合、つくタクの乗降は地区内に限るものとする。

ラッピング：フルラッピング実施（窓ガラス部以外）

(2) 予備車両

常用車が点検・修理等により、運行できない場合に使用する予備車は、次の仕様とする。

車　　種：ＮＶ350 キャラバン（送迎タイプ）ワゴンＧＸ
メーカー：日産
型　　式：ＣＢＡ－ＫＳ４Ｅ２６
駆　　動：２WD
ギ　　ア：５ＡＴ
車両寸法：5,080㎜×1,695㎜×2,285㎜（全長×全幅×全高）
総 重 量：2,590kg
乗車人数：10人乗り
改　　造：運賃箱、放送設備、乗降中表示灯（車両後部）、降車合図ブザー、ネームプレート、法定表示銘板、乗降用手すり、滑り止め付きマット、運転席後部パネル、バックブザー、ドライブレコーダーなどの取付け工事
ラッピング：フルラッピング実施（窓ガラス部以外）

(3) 車両の配置計画

運行事業者	**常用車両**	**予備車両**
新栄タクシー（有）	台　数：２台（１号車、２号車） 車　種：日産・ＮＶ350 キャラバン（送迎タイプ）ワゴンＧＸ 型　式：３ＢＡ－ＫＳ４Ｅ２６ 所有者：つくば市（事業者へ無償貸与）	台　数：２台 車　種：日産・ＮＶ350 キャラバン（送迎タイプ）ワゴンＧＸ 型　式：ＣＢＡ－ＫＳ４Ｅ２６ 所有者：運行事業者 その他：筑波地区支線型バス実証実験で使用した車両

5　運行計画

(1) 運行コース

筑波ふれあいの里入口（つくば湯）～筑波中央病院
※運行コース詳細は別紙１参照（Ｐ６）
※１号車は筑波ふれあいの里入口（つくば湯）をスタートして往復し、２号車は筑波中央病院をスタートして往復する。

(2) **停留所**

34 か所

停留所の詳細情報は別紙２（Ｐ７）、各停留所の略図は別紙３（Ｐ８～42）参照

① 筑波中央病院	② 筑波交流センター	③ カスミ筑波店
④ 北条	⑤ 北条仲町	⑥ 旧北条駅入口
⑦ 北条新町	⑧ 北条大池・運動公園入口	⑨ 市民研修センター
⑩ 山口	⑪ 平沢東	⑫ 平沢中央
⑬ 平沢官衙西入口	⑭ 北条横町北	⑮ 田井郵便局
⑯ 神郡南	⑰ 神郡	⑱ 神郡東
⑲ 館	⑳ 六所	㉑ 立野東
㉒ 立野西	㉓ 臼井入口	㉔ 臼井
㉕ 飯名神社入口	㉖ 沼田東	㉗ 沼田中坪
㉘ 筑波山口	㉙ 沼田上坪	㉚ 二十三夜前
㉛ 筑波山神社入口	㉜ 筑波郵便局入口	㉝ 東山入口
㉞ 筑波ふれあいの里入口（つくば湯）		

(3) **運行距離**

筑波中央病院行：17.5㎞

筑波ふれあいの里入口（つくば湯）行：17.7㎞

(4) **所要時間**

筑波中央病院行：53分

筑波ふれあいの里入口（つくば湯）行：54分

(5) **運行ダイヤ**

別紙４参照（Ｐ43～44）

(6) **便数**

16 便（１号車と２号車が各８便）

(7) **運行事業者**

新栄タクシー（有）（つくば市篠崎 792-2）

６　部分運休

(1) **部分運休について**

次の期間においては、筑波山周辺の道路状況に応じて部分運休を行う。

・梅まつり開催中（２月中旬～３月中旬頃）の土日祝日

・GW（４月下旬～５月上旬）の土日祝日
・紅葉シーズン（10 月下旬～11 月）の土日祝日

（2）**部分運休時運行計画**

ア　**運行コース**

筑波中央病院～筑波山口（筑波山口～筑波ふれあいの里入口間運休）
※運休時の運行コース詳細は別紙５参照（Ｐ45）

イ　**停留所**

28 か所
停留所の詳細情報は別紙２（Ｐ７）、各停留所の略図は別紙３（Ｐ15～42）参照

① 筑波中央病院	② 筑波交流センター	③ カスミ筑波店
④ 北条	⑤ 北条仲町	⑥ 旧北条駅入口
⑦ 北条新町	⑧ 北条大池・運動公園入口	⑨ 市民研修センター
⑩ 山口	⑪ 平沢東	⑫ 平沢中央
⑬ 平沢官衙西入口	⑭ 北条横町北	⑮ 田井郵便局
⑯ 神郡南	⑰ 神郡	⑱ 神郡東
⑲ 館	⑳ 六所	㉑ 立野東
㉒ 立野西	㉓ 臼井入口	㉔ 臼井
㉕ 飯名神社入口	㉖ 沼田東	㉗ 沼田中坪
㉘ 筑波山口		

ウ　**運行距離**

筑波中央病院行：13.5ｋｍ
筑波山口行：13.7ｋｍ

エ　**所要時間**

筑波中央病院行：41 分
筑波山口行：38 分

オ　**運行ダイヤ**

別紙６参照（Ｐ46～47）

カ　**便数**

16 便（１号車と２号車が各８便）

7　運行改善策

運行開始後は、定期的な地元住民との意見交換会の実施により、利用状況や利用者からのニーズを把握し、必要に応じてフリー乗降などの新たな利用促進策を導入する。

運行コース詳細

別紙1

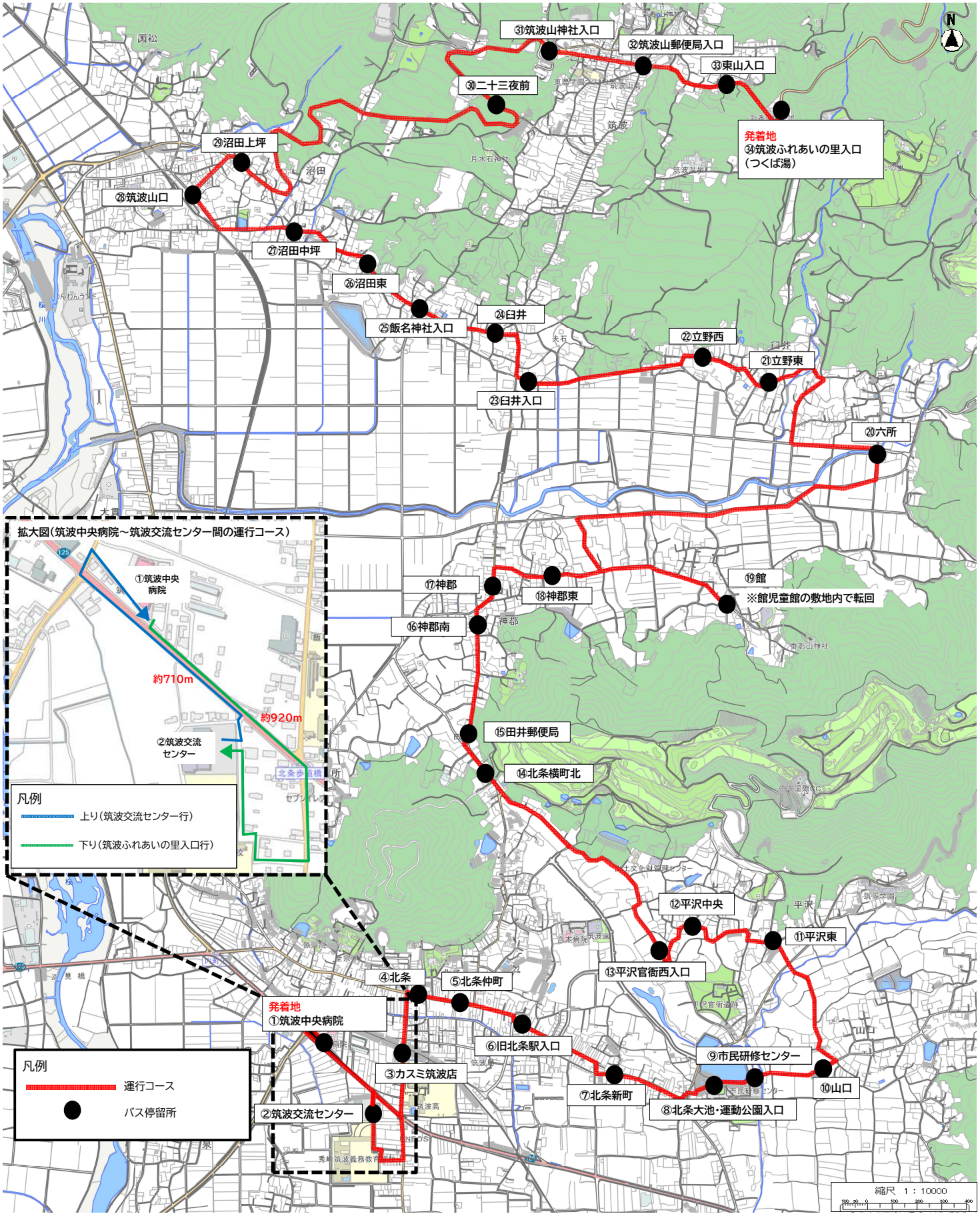
発着地
㉞筑波ふれあいの里入口
（つくば湯）
㉝東山入口
㉜筑波山郵便局入口
㉛筑波山神社入口
㉚二十三夜前
㉙沼田上坪
㉘筑波山口
㉗沼田中坪
㉖沼田東
㉕飯名神社入口
㉔臼井
㉓臼井入口
㉒立野西
㉑立野東
⑳六所
⑲館
※館児童館の敷地内で転回
⑱神郡東
⑰神郡
⑯神郡南
⑮田井郵便局
⑭北条横町北
⑫平沢中央
⑪平沢東
⑬平沢官衙西入口
⑩山口
⑨市民研修センター
⑧北条大池・運動公園入口
⑦北条新町
⑥旧北条駅入口
⑤北条仲町
④北条
③カスミ筑波店
②筑波交流センター
発着地
①筑波中央病院
凡例
運行コース
バス停留所
拡大図（筑波中央病院～筑波交流センター間の運行コース）
①筑波中央病院
約710m
約920m
②筑波交流センター
凡例
上り（筑波交流センター行）
下り（筑波ふれあいの里入口行）
縮尺 1：10000

停留所の詳細情報

別紙2

No	停留所名	道路種別	往・復・統一	位置	備考
34	筑波ふれあいの里入口(つくば湯)	主要地方道	統一	つくば市筑波64番地2地先	
33	東山入口	主要地方道	往	つくば市筑波292番地1地先	
		主要地方道	復	つくば市筑波67番地2地先	
32	筑波郵便局入口	主要地方道	往	つくば市筑波758番地1地先	
		主要地方道	復	つくば市筑波756番地2地先	
31	筑波山神社入口	公有地	往	つくば市筑波1222番地1	関鉄同名
		公有地	復	つくば市筑波1222番地	
30	二十三夜前	主要地方道	往	つくば市筑波1280番地1地先	
		主要地方道	復	つくば市筑波1280番地2地先	
29	沼田上坪	主要地方道	往	つくば市沼田128番地地先	
		主要地方道	復	つくば市沼田1389番地9地先	
28	筑波山口	民地	統一	つくば市沼田283番地	北部S、関鉄同名
27	沼田中坪	市道	往	つくば市沼田1342番地3地先	
		市道	復	つくば市沼田1269番地地先	
26	沼田東	市道	往	つくば市沼田1158番地2地先	
		市道	復	つくば市沼田1154番地3地先	
25	飯名神社入口	市道	往	つくば市臼井35番地1地先	
		市道	復	つくば市臼井34番地1地先	
24	臼井	市道	往	つくば市臼井594番地1地先	
		市道	復	つくば市臼井624番地1地先	
23	臼井入口	市道	往	つくば市臼井1072番地2地先	
		市道	復	つくば市臼井1072番地2地先	
22	立野西	市道	往	つくば市臼井1515番地地先	
		市道	復	つくば市臼井1510番地1地先	
21	立野東	市道	往	つくば市臼井1664番地2地先	
		市道	復	つくば市臼井1682番地2地先	
20	六所	市道	往	つくば市神郡2658番地13地先	
		市道	復	つくば市臼井2544番地1地先	
19	館	民地	統一	つくば市神郡1837番地	
18	神郡東	一般県道	往	つくば市神郡1196番地1地先	
		一般県道	復	つくば市神郡1115番地1地先	
17	神郡	一般県道	往	つくば市神郡54番地地先	
		一般県道	復	つくば市神郡76番地地先	
16	神郡南	一般県道	往	つくば市神郡15番地地先	
		一般県道	復	つくば市神郡11番地1地先	
15	田井郵便局	一般県道	往	つくば市神郡875番地3地先	
		一般県道	復	つくば市神郡870番地5地先	
14	北条横町北	一般県道	往	つくば市北条644番地1地先	
		一般県道	復	つくば市北条510番地1地先	
13	平沢官衙西入口	市道	往	つくば市北条317番地3地先	
		市道	復	つくば市北条317番地1地先	
12	平沢中央	市道	往	つくば市平沢487番地2地先	
		市道	復	つくば市平沢476番地2地先	
11	平沢東	市道	往	つくば市平沢598番地1地先	
		市道	復	つくば市平沢716番地3地先	
10	山口	市道	往	つくば市山口984番地1地先	
		市道	復	つくば市山口984番地2地先	
9	市民研修センター	市道	往	つくば市北条1477番地1地先	
		市道	復	つくば市山口999番地地先	
8	北条大池・運動公園入口	市道	往	つくば市北条1482番地1地先	
		市道	復	つくば市北条1468番地地先	
7	北条新町	一般県道	往	つくば市北条4032番地1地先	関鉄・関鉄パープル同名
		一般県道	復	つくば市北条1366番地地先	平沢入口(同位置)
6	旧北条駅入口	一般県道	往	つくば市北条169番地1地先	関鉄・関鉄パープル
		一般県道	復	つくば市北条105番地地先	北条駅入口(同位置)
5	北条仲町	一般県道	往	つくば市北条196番地地先	小田S、関鉄・関鉄パープル同名
		一般県道	復	つくば市北条89番地地先	
4	北条	一般県道	往	つくば市北条212番地地先	関鉄・関鉄パープル同名
		一般県道	復	つくば市北条27番地1地先	
3	カスミ筑波店	主要地方道	往	つくば市北条4324番地13地先	
		主要地方道	復	つくば市北条5150番地14地先	
2	筑波交流センター	公有地	統一	つくば市北条5060番地	北部S、小田S同名
1	筑波中央病院	民地	統一	つくば市北条5109番地2	

別紙3

各 停 留 所 の 略 図

No	34	停留所名	筑波ふれあいの里入口(つくば湯)	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市筑波64番地2地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市筑波64番地2地先		つくば警察署
隣接停留所との距離		当停留所 ～ 東山入口 0.27 キロ		記事	

上 り・下 り 統一

■ 筑波ふれあいの里入口(つくば湯)

凡例

■ 上り側

▲ 下り側

縮尺 1 : 1500

10 5 0 10 20 30 40

(C)PASCO (C)INCREMENT P

No	33	停留所名	東山入口	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市筑波292番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市筑波67番地2地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	筑波ふれあいの里入口(つくば湯) 0.27 キロ ～ 当停留所 0.45 キロ ～ 筑波郵便局入口			記事	

No	32	停留所名	筑波郵便局入口	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市筑波758番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市筑波756番地2地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	東山入口 0.45 キロ	～	当停留所 0.37 キロ	～	筑波山神社入口	記事	

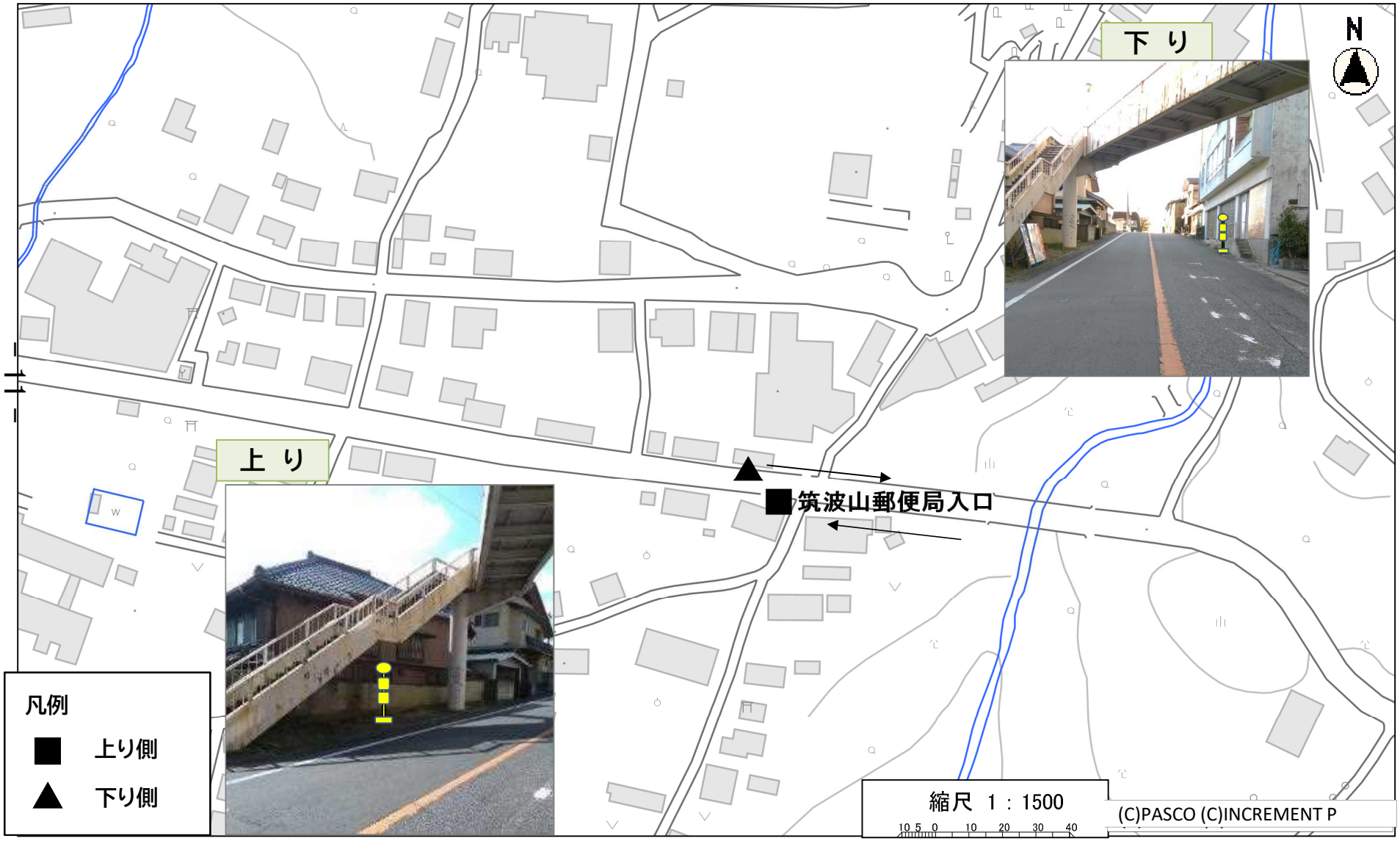

No	31	停留所名	筑波山神社入口	関係系統	関東鉄道(株)筑波山シャトルバス	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市筑波1222番地1		所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市筑波1222番地			つくば警察署
隣接停留所との距離		筑波郵便局入口 ～ 0.37 キロ	当停留所 ～ 0.76 キロ	二十三夜前	記事	

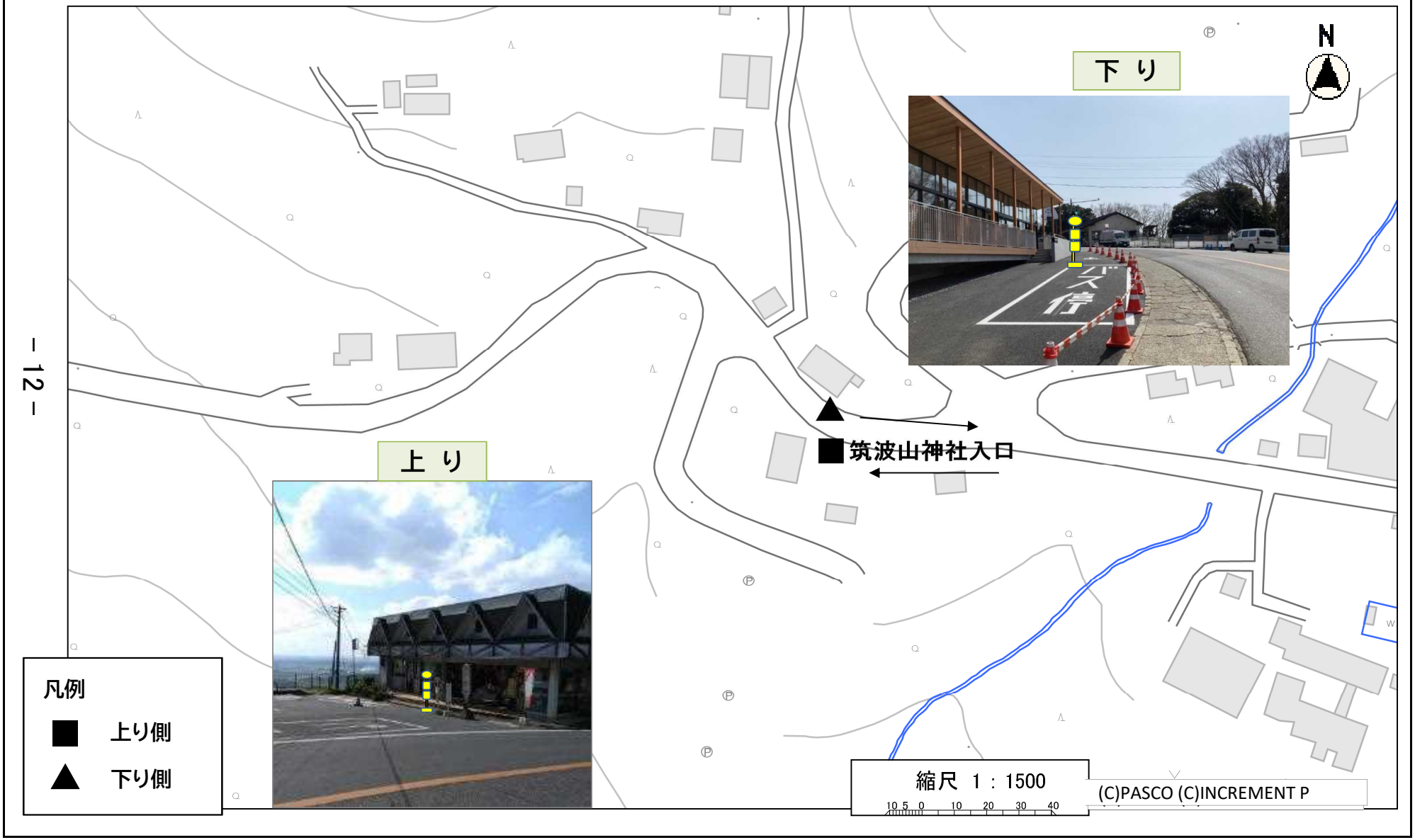

No	30	停留所名	二十三夜前	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市筑波1280番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市筑波1280番地2地先		
隣接停留所との距離	筑波山神社入口 0.76 キロ ～ 当停留所 1.81 キロ ～ 沼田上坪			記事	

上 り

下 り

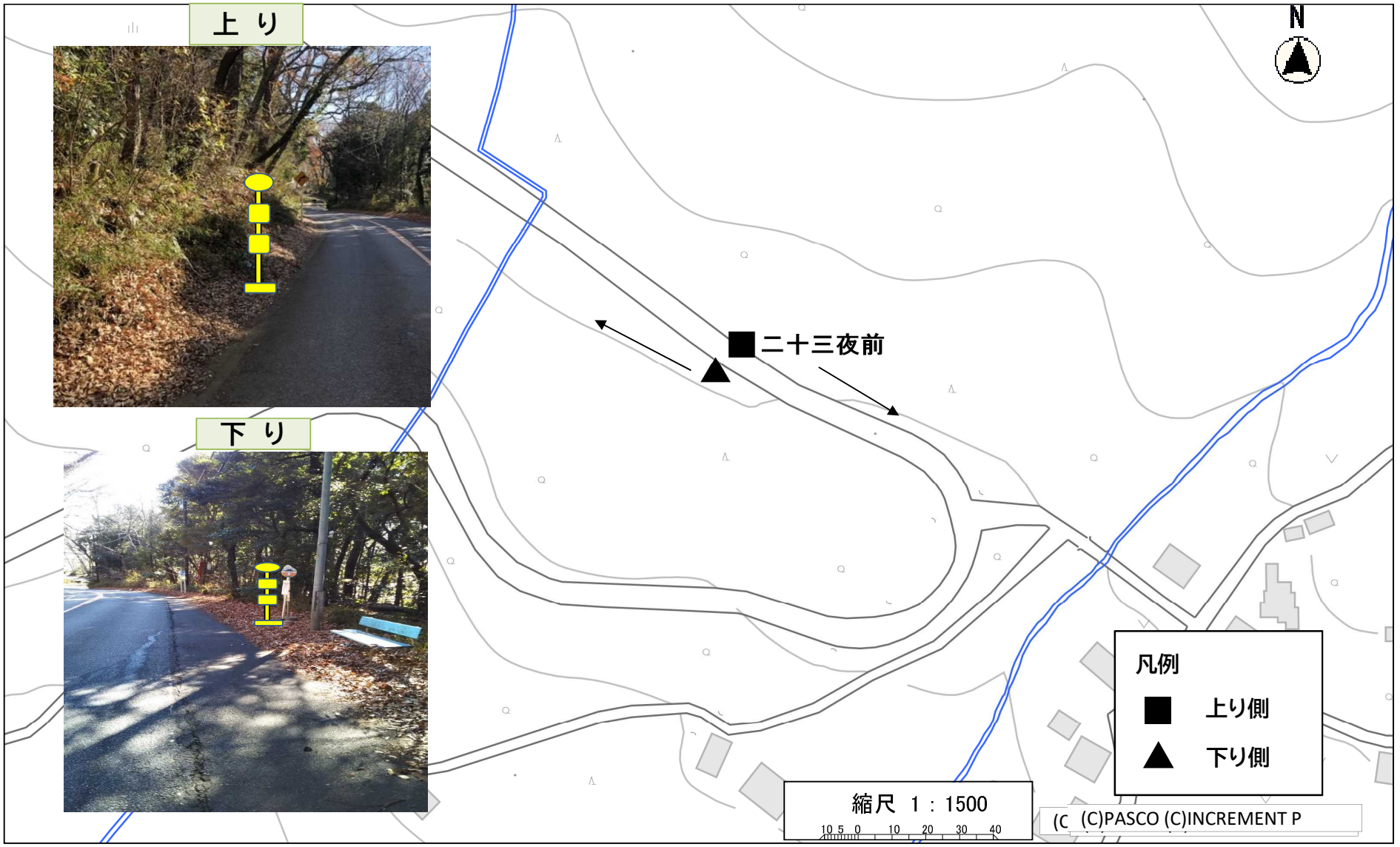

No	29	停留所名	沼田上坪	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市沼田128番地地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市沼田1389番地9地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	二十三夜前 1.81 キロ	～	当停留所 0.32 キロ	～ 筑波山口	記事	

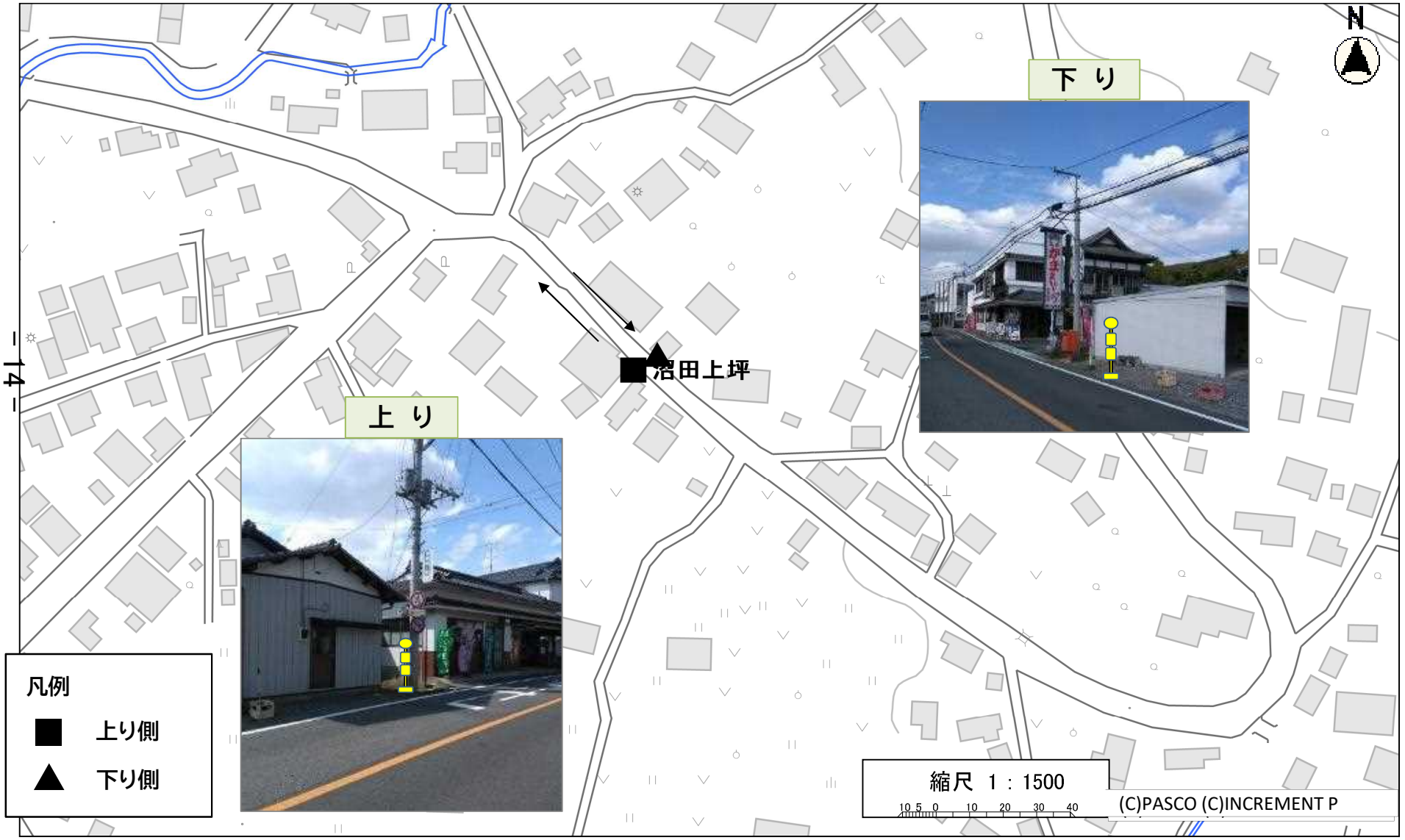

No	28	停留所名	筑波山口	関係系統	関東鉄道(株)筑波山口～土浦駅線など	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市沼田283番地		所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市沼田283番地			つくば警察署
隣接停留所との距離	沼田上坪 0.32 キロ	～	当停留所	～ 0.48 キロ	沼田中坪	記事

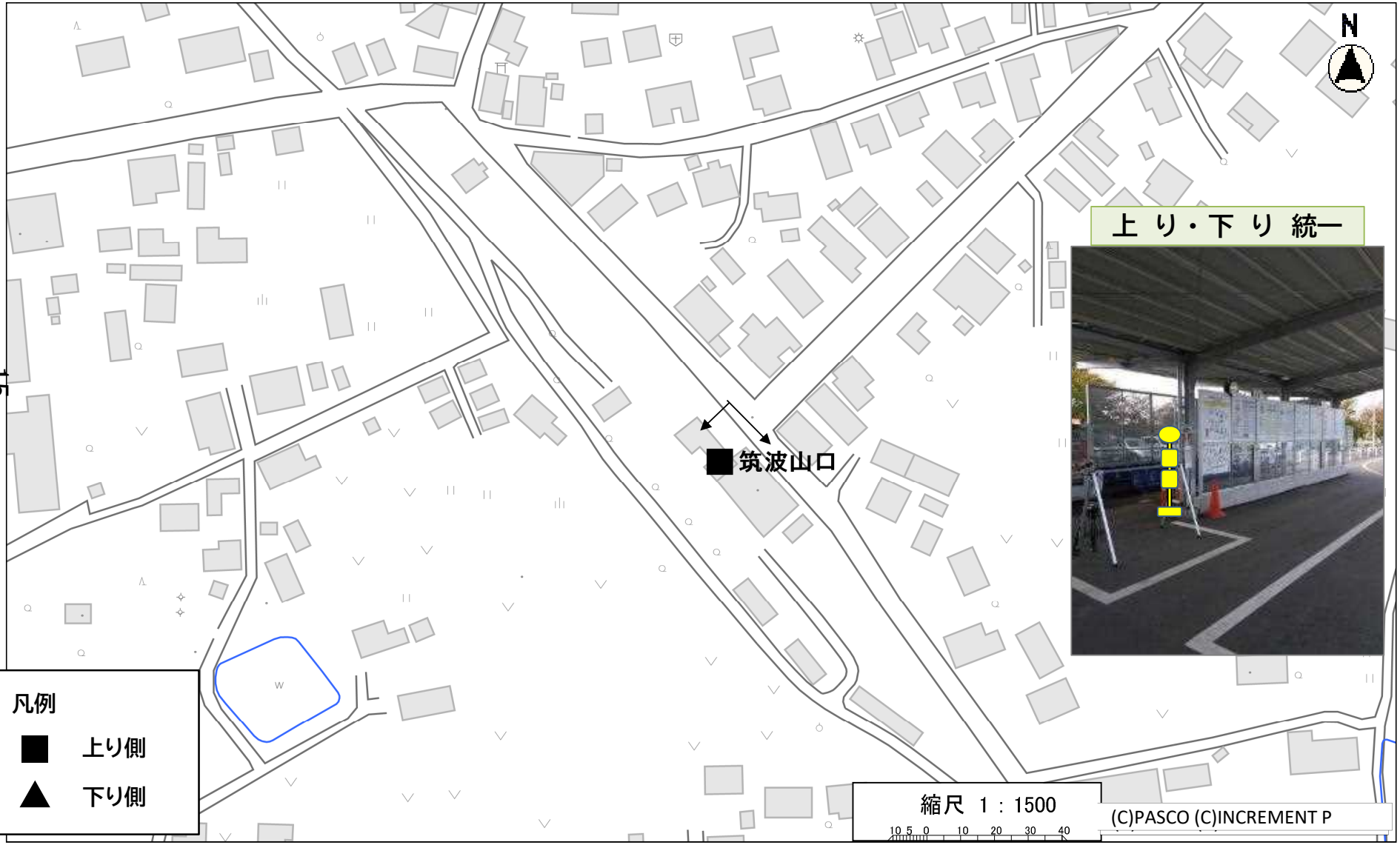

上り・下り 統一

No	27	停留所名	沼田中坪	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市沼田1342番地3地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市沼田1269番地地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	筑波山口 0.48 キロ ～	当停留所	～ 沼田東 0.38 キロ	記事	

No	26	停留所名	沼田東	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市沼田1158番地2地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市沼田1154番地3地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	沼田中坪 ～ 0.38 キロ		当停留所 ～ 0.27 キロ	飯名神社入口	記事

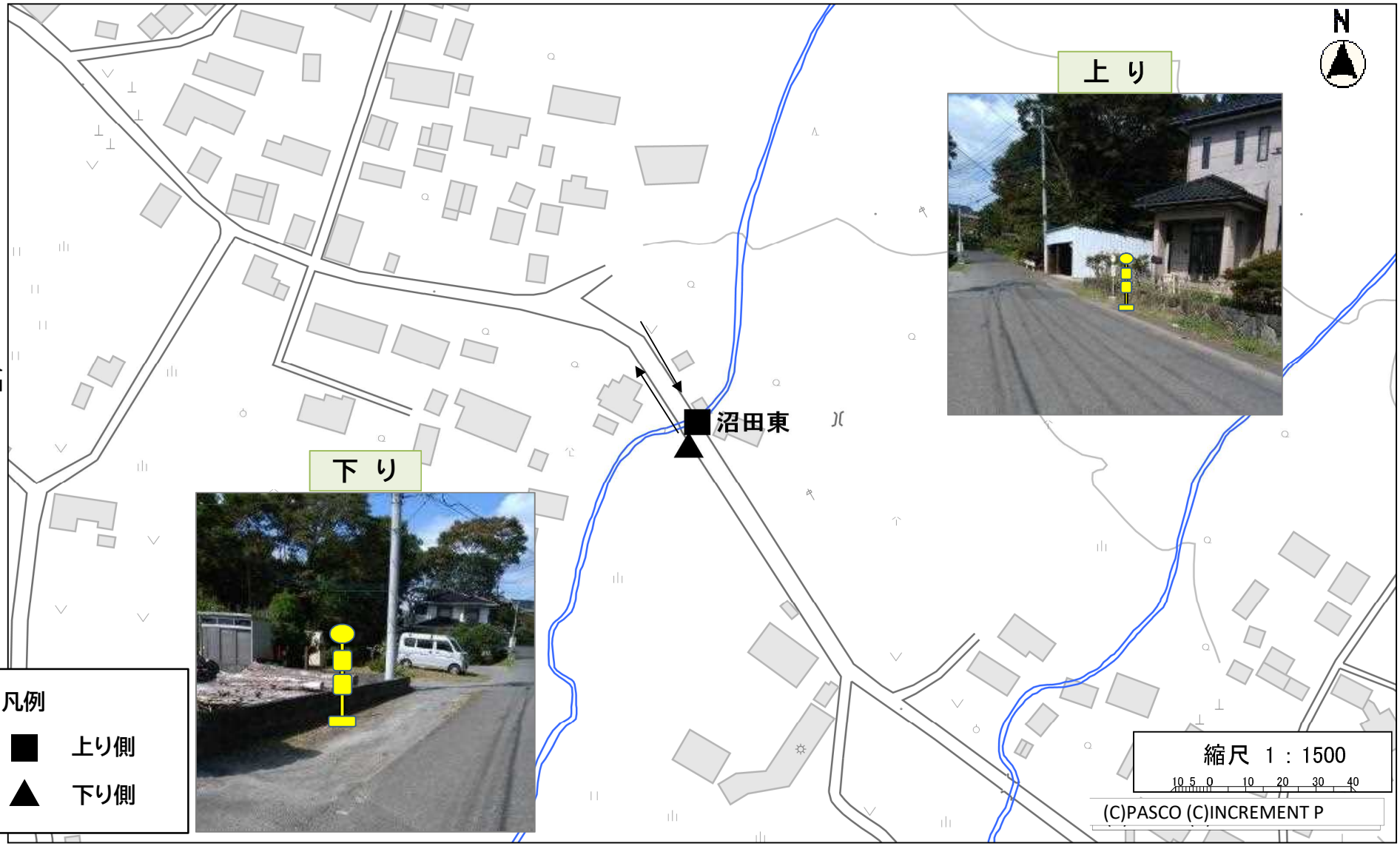

No	25	停留所名	飯名神社入口	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市臼井35番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市臼井34番地1地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	沼田東 ～ 0.27 キロ		当停留所 ～ 0.34 キロ	臼井	記事	

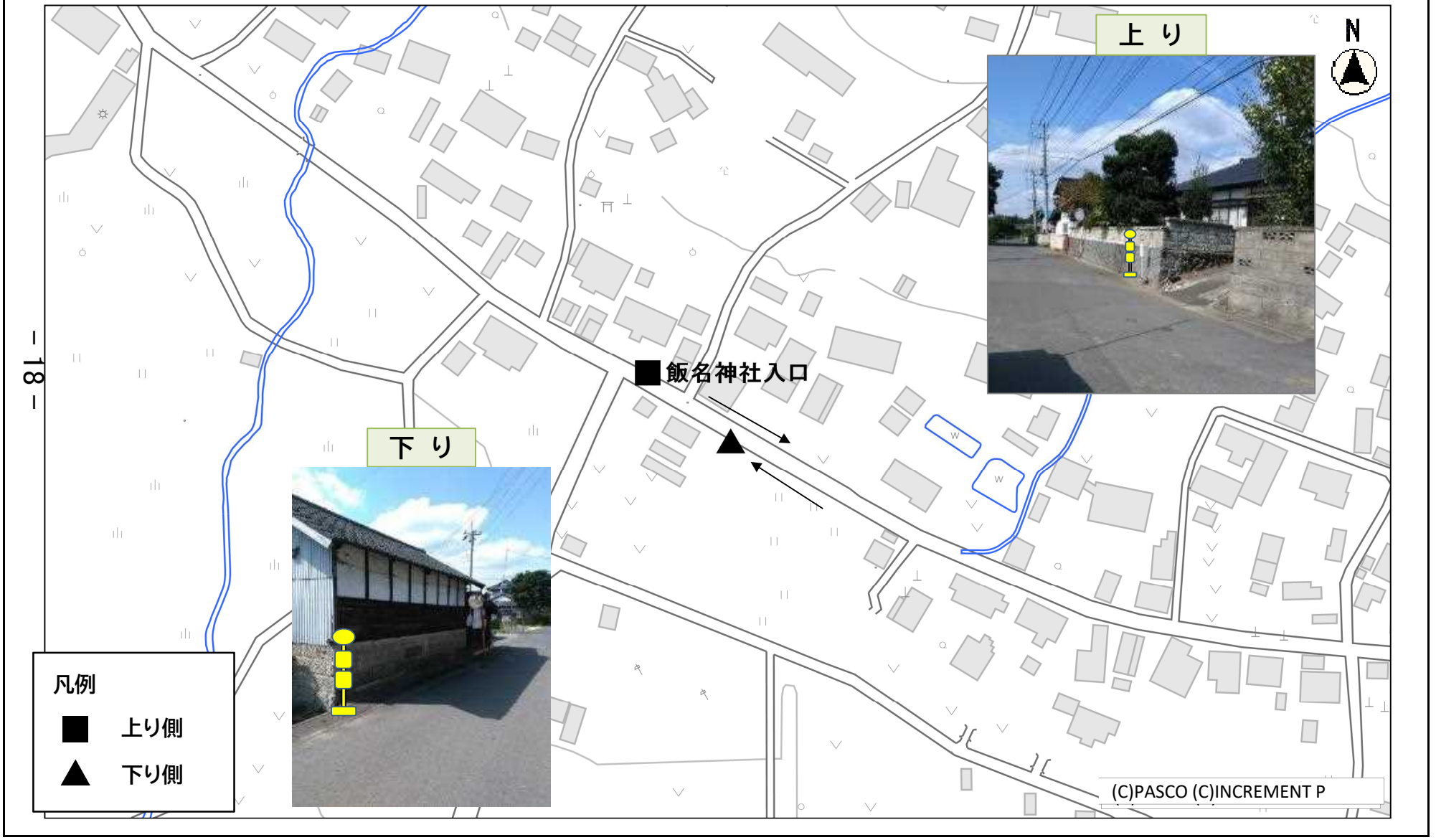

No	24	停留所名	臼井	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市臼井594番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市臼井624番地1地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	飯名神社入口 ～ 0.34 キロ		当停留所 ～ 0.25 キロ	臼井入口	記事

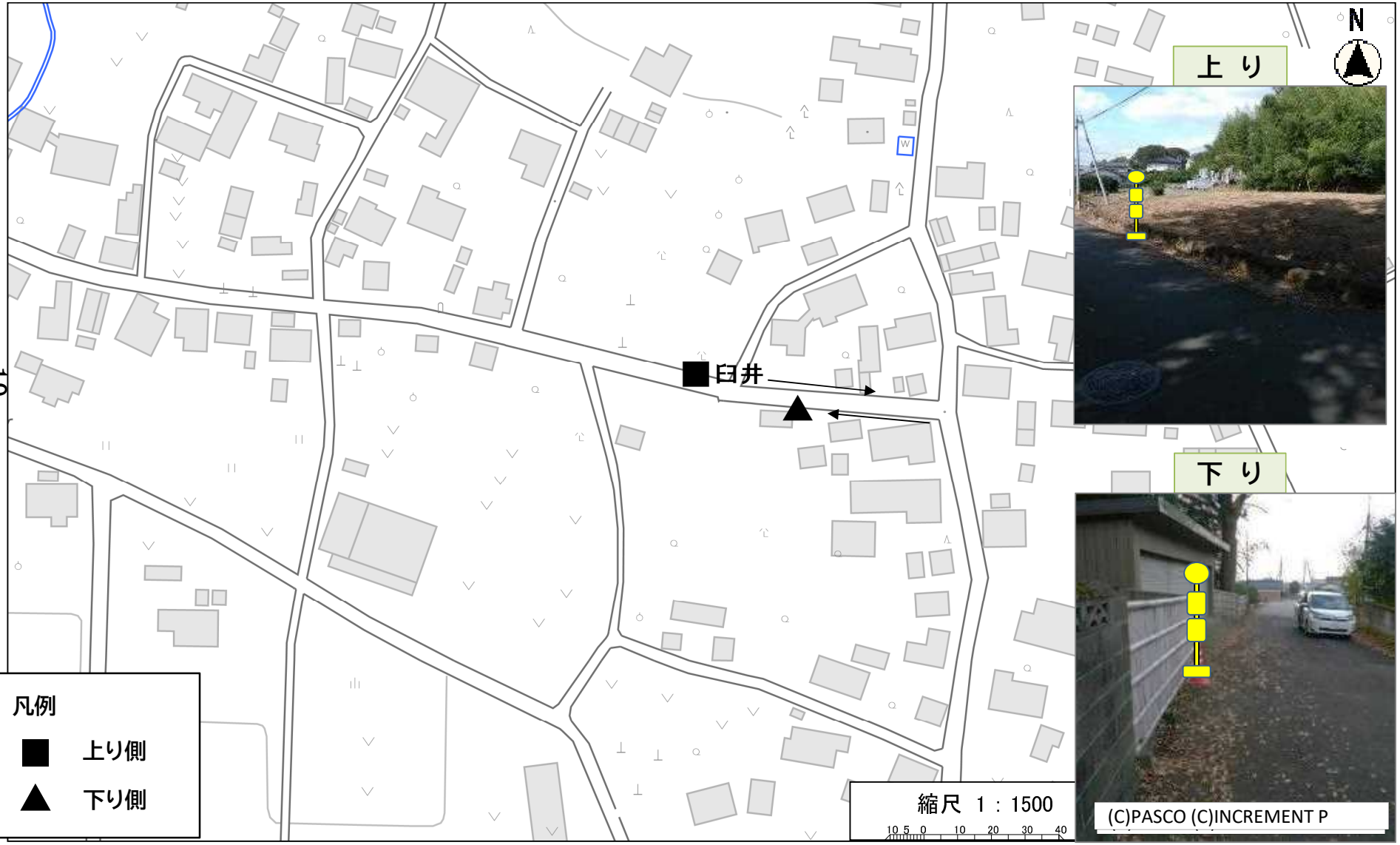

No	23	停留所名	臼井入口	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市臼井1072番地2地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市臼井1072番地2地先		
隣接停留所との距離	臼井 0.25 キロ	～	当停留所 0.78 キロ	～	立野西	記事	

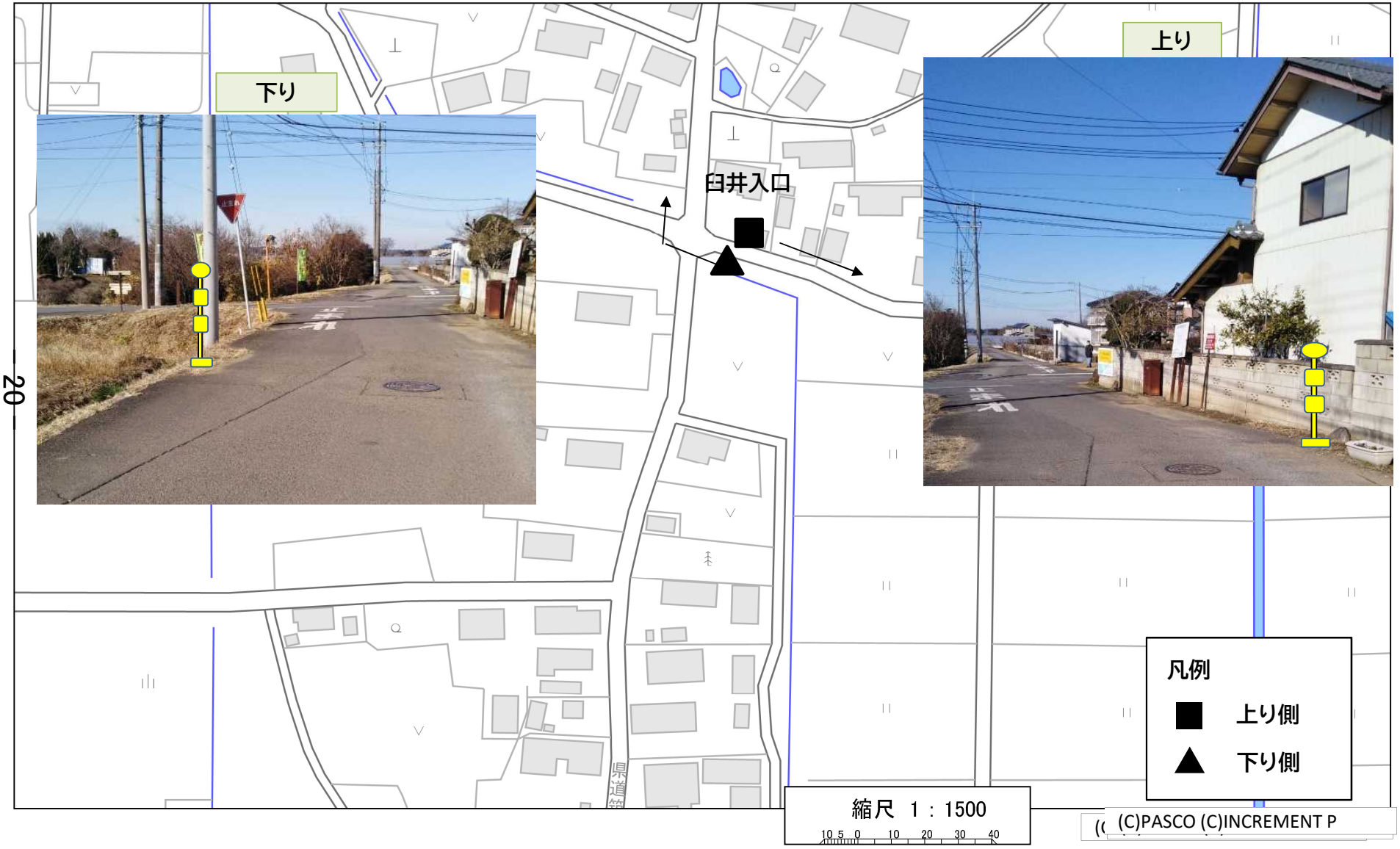

No	22	停留所名	立野西	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市臼井1515番地地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市臼井1510番地1地先		
隣接停留所との距離	臼井入口 0.78 キロ ～ 当停留所 0.26 キロ ～ 立野東			記事	

上り

下り

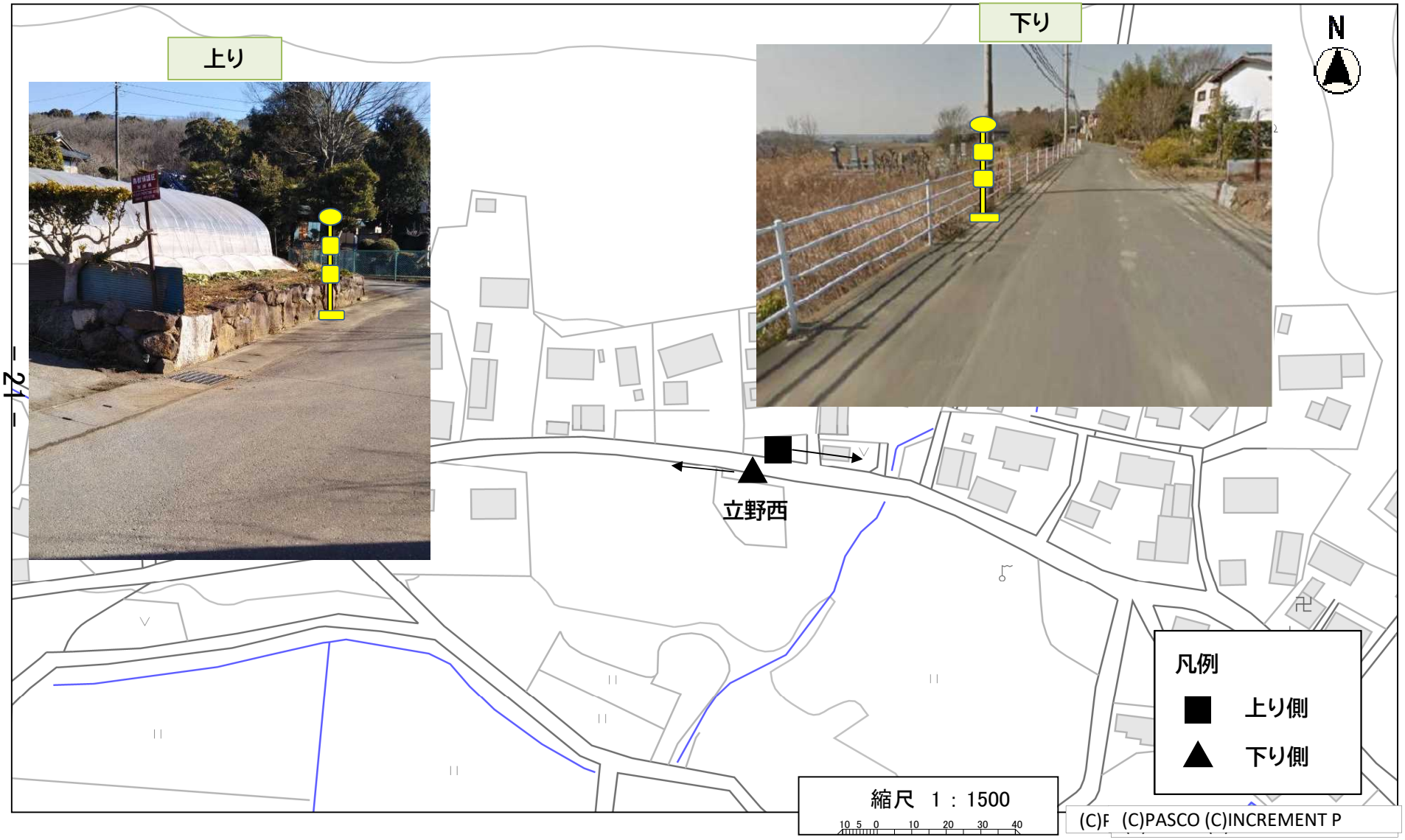

No	21	停留所名	立野東	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市臼井1664番地2地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市臼井1682番地2地先		
隣接停留所との距離	立野西 0.26 キロ	～	当停留所 0.92 キロ	～	六所	記事	

No	20	停留所名	六所	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市神郡2658番地13地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市臼井2544番地1地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	立野東 0.92 キロ	～	当停留所 2.08 キロ	～	館 記事

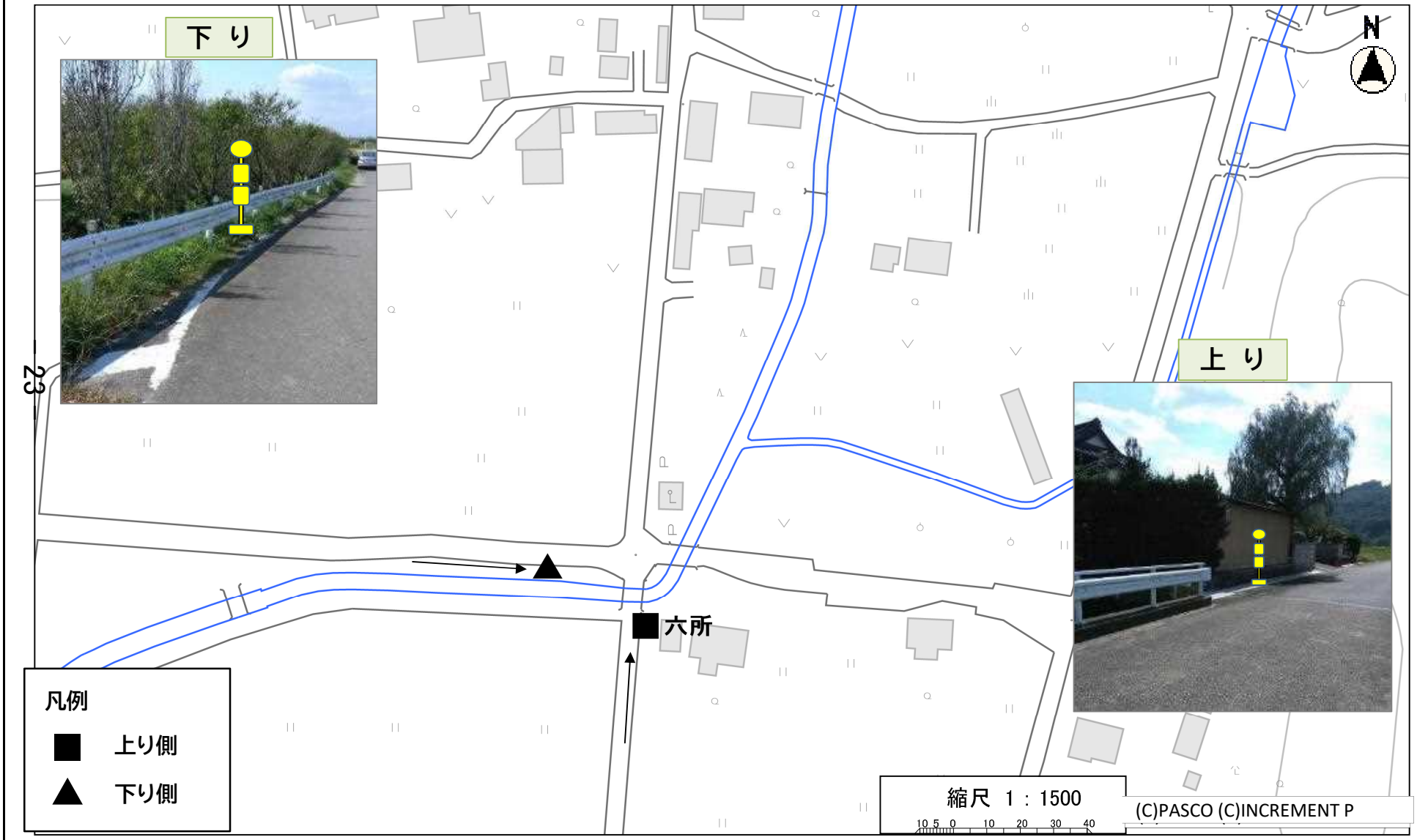

No	19	停留所名	館	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市神郡1837番地	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市神郡1837番地		
隣接停留所との距離	六所 2.08 キロ	～	当停留所 0.74 キロ	～ 神郡東	記事	

No	18	停留所名	神郡東	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市神郡1196番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市神郡1115番地1地先		
隣接停留所との距離	館 0.74 キロ ～	当停留所	～ 神郡 0.3 キロ	記事	

No	17	停留所名	神郡	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市神郡54番地地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市神郡76番地地先		
隣接停留所との距離	神郡東 0.3 キロ ～ 当停留所 0.18 キロ ～ 神郡南			記事	

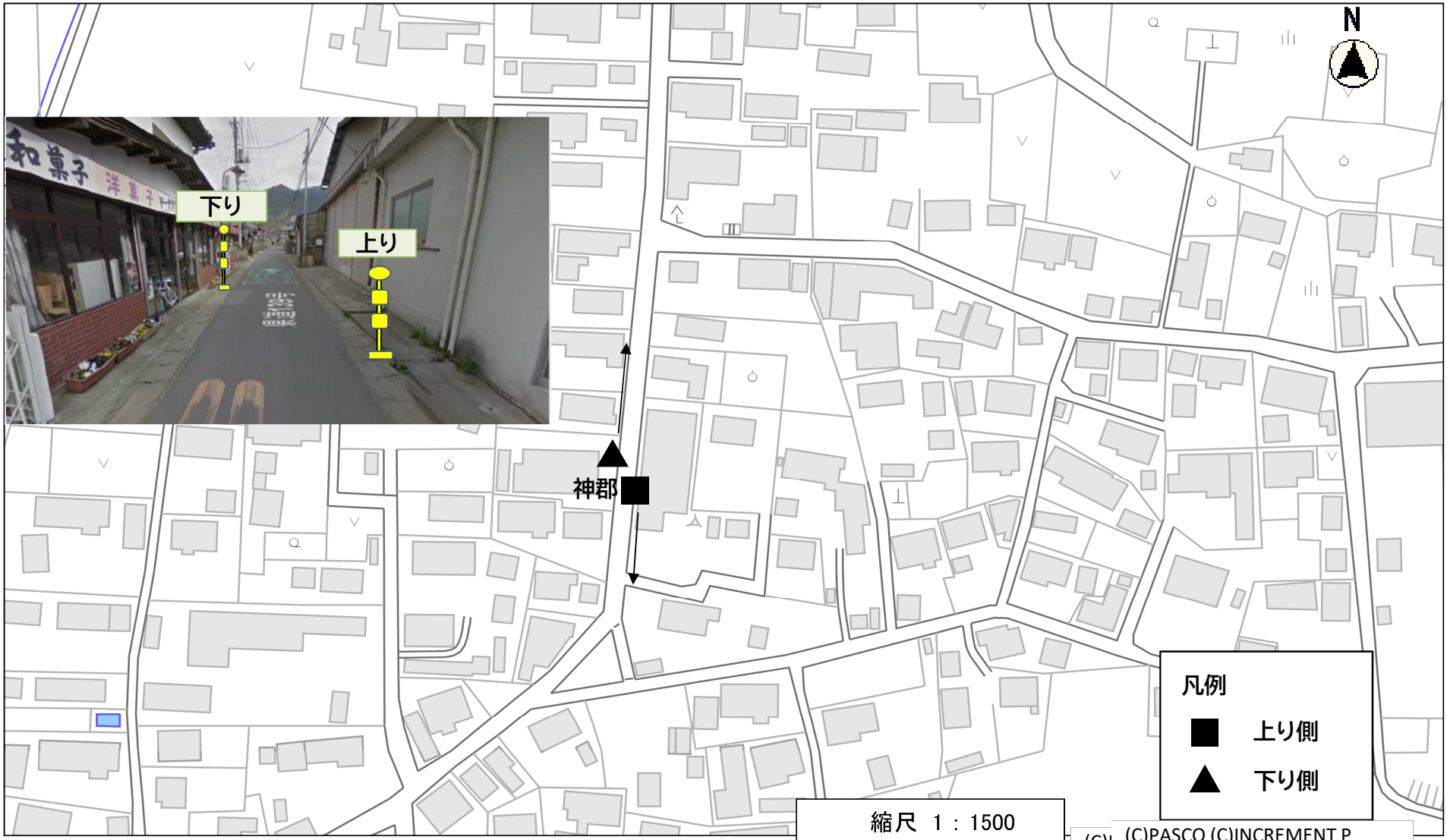

No	16	停留所名	神郡南	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市神郡15番地地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市神郡11番地1地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	神郡 0.18 キロ	～	当停留所 0.43 キロ	～ 田井郵便局	記事	

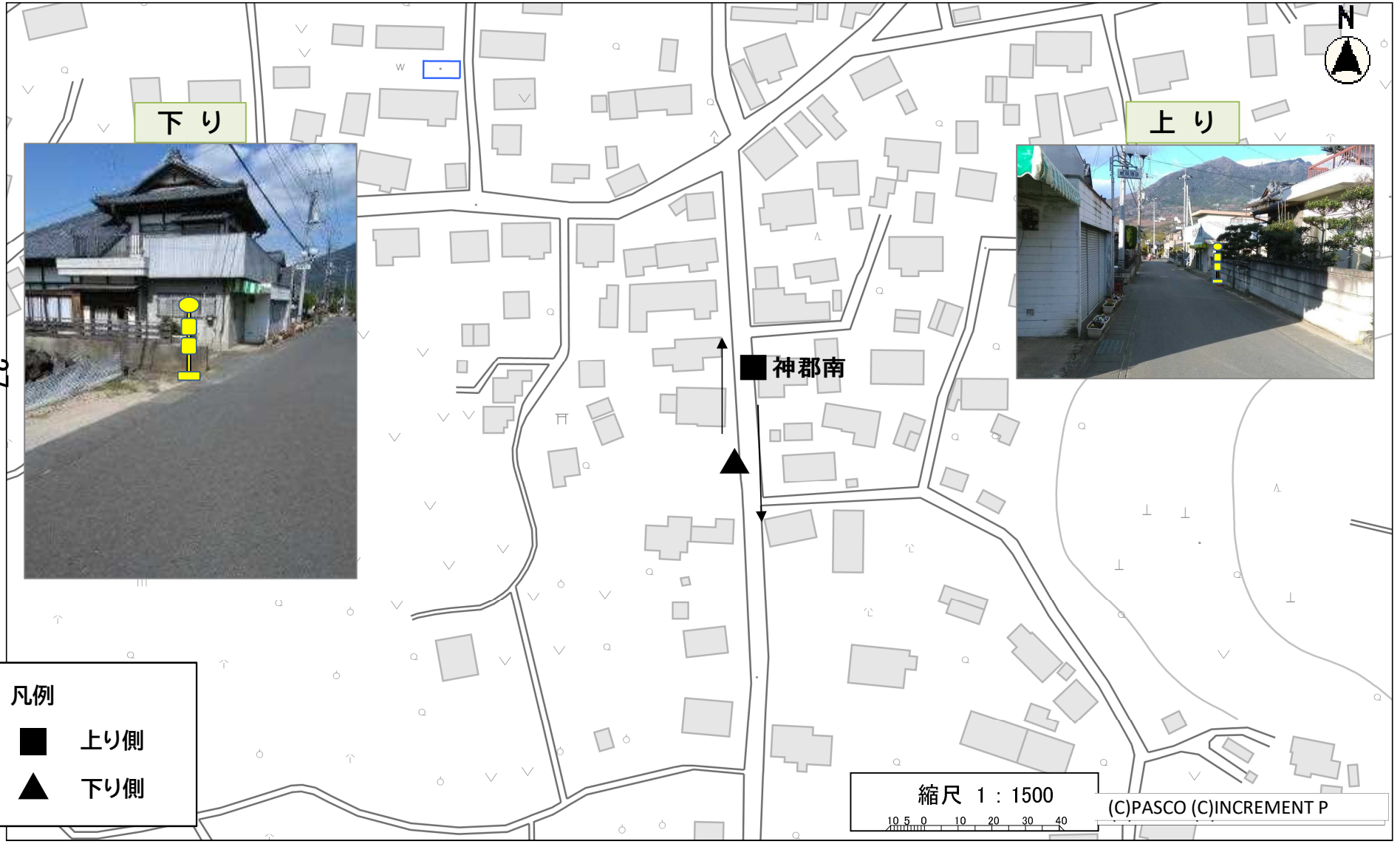

No	15	停留所名	田井郵便局	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市神郡875番地3地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市神郡870番地5地先		
隣接停留所との距離	神郡南 0.43 キロ ～	当停留所	～ 北条横町北 0.2 キロ	記事	

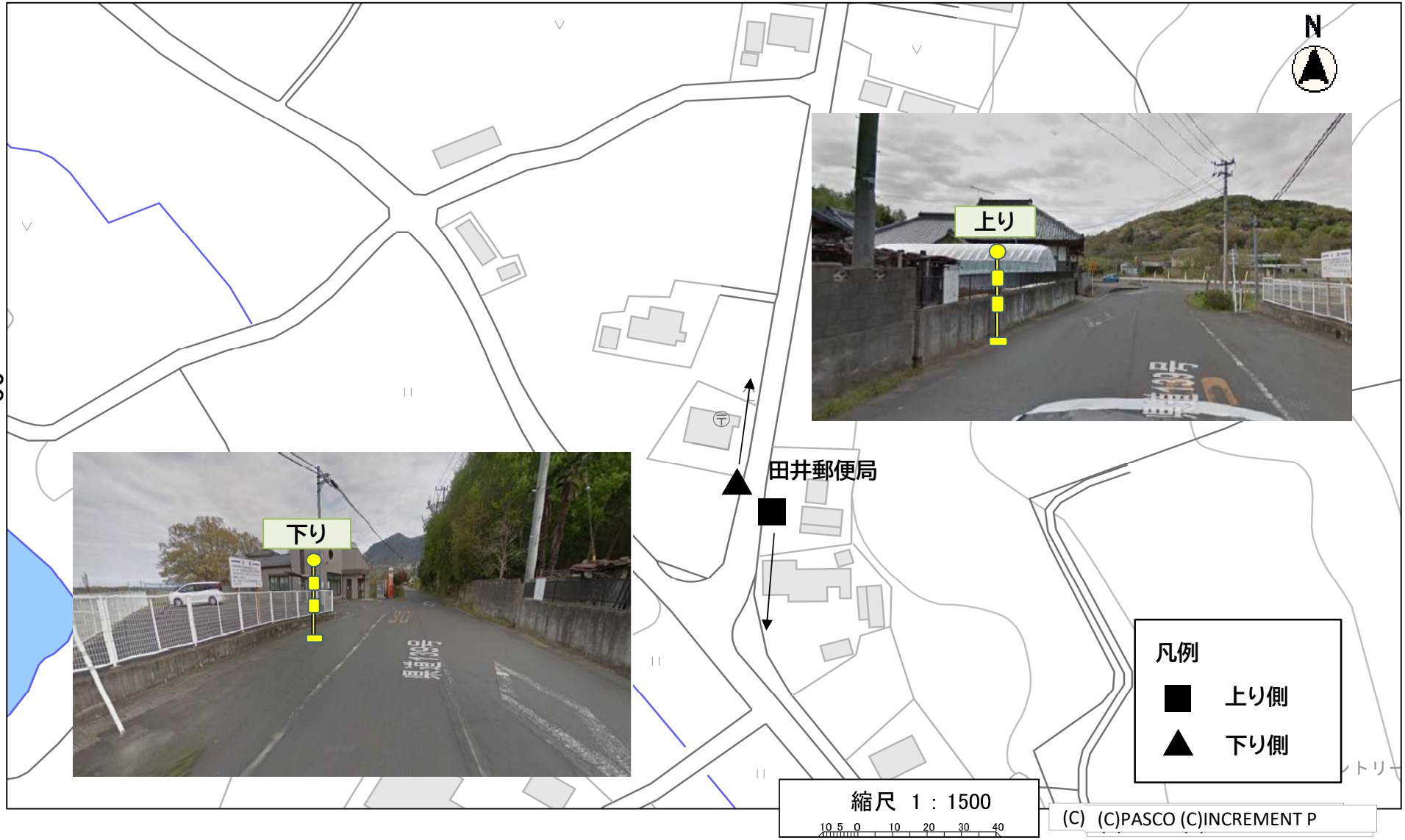

No	14	停留所名	北条横町北	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条644番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市北条510番地1地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	田井郵便局 0.2 キロ ～ 当停留所 1.06 キロ ～ 平沢官衙西入口			記事	

No	13	停留所名	平沢官衙西入口	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条317番地3地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市北条317番地1地先		
隣接停留所との距離	北条横町北 1.06 キロ	～	当停留所 0.23 キロ	～	平沢中央	記事	

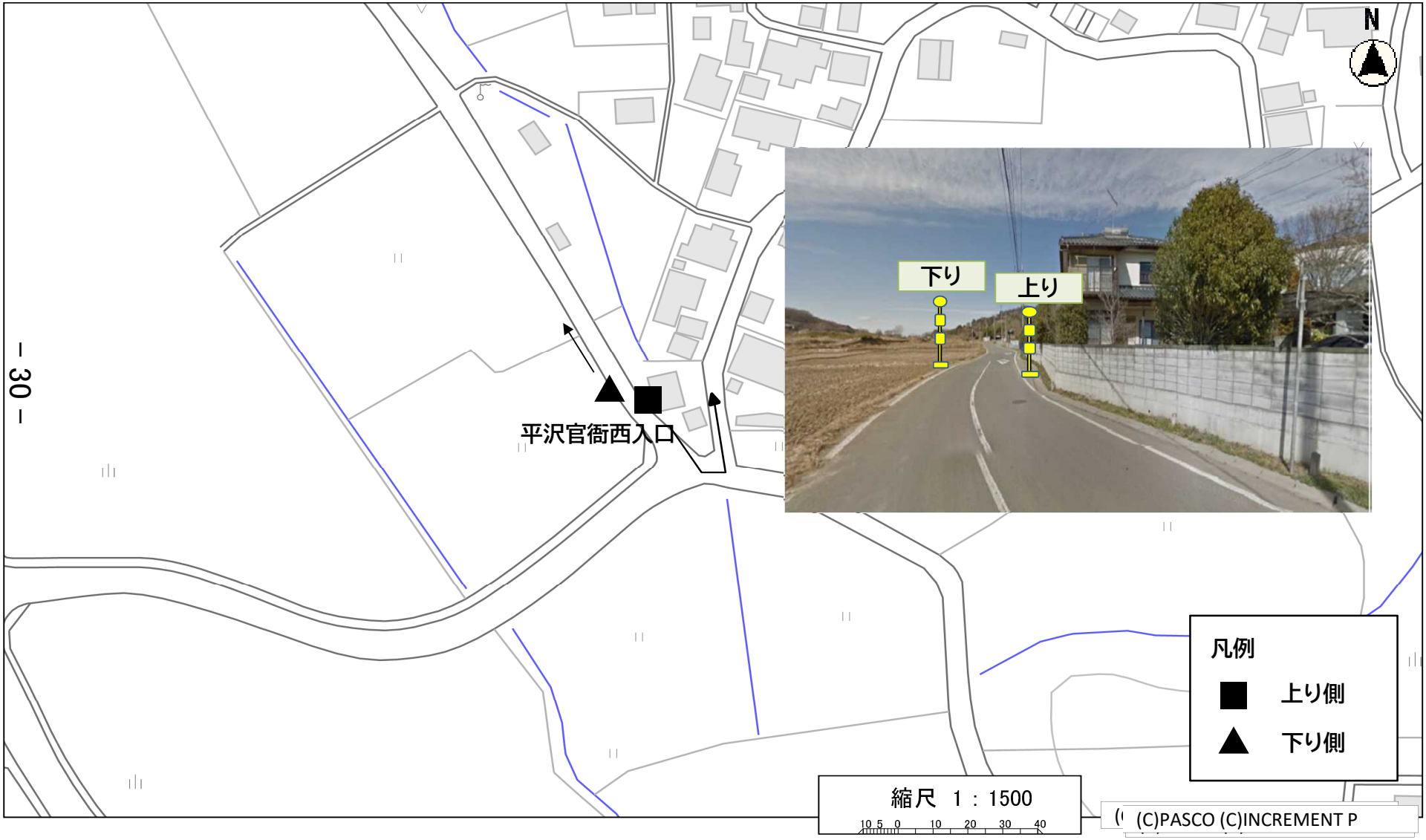

No	12	停留所名	平沢中央	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市平沢487番地2地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市平沢476番地2地先		
隣接停留所との距離	平沢官衙西入口 0.23 キロ ～	当停留所	～ 平沢東 0.43 キロ	記事	

No	11	停留所名	平沢東	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市平沢598番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市平沢716番地3地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	平沢中央 ～ 0.43 キロ		当停留所 ～ 0.65 キロ	記事	山口

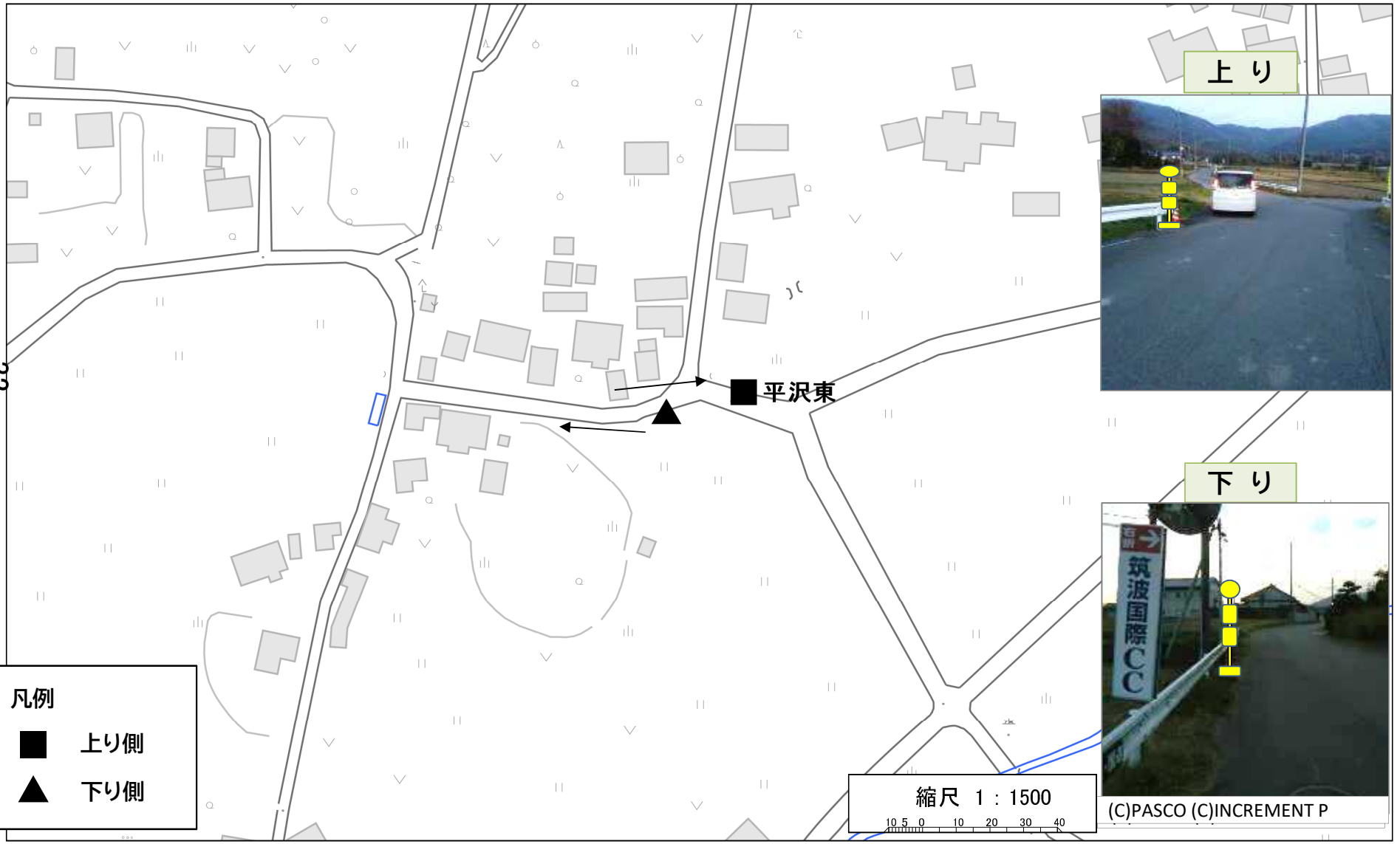

No	10	停留所名	山口	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市山口984番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市山口984番地2地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	平沢東 0.65 キロ ～ 当停留所 0.29 キロ ～ 市民研修センター			記事	

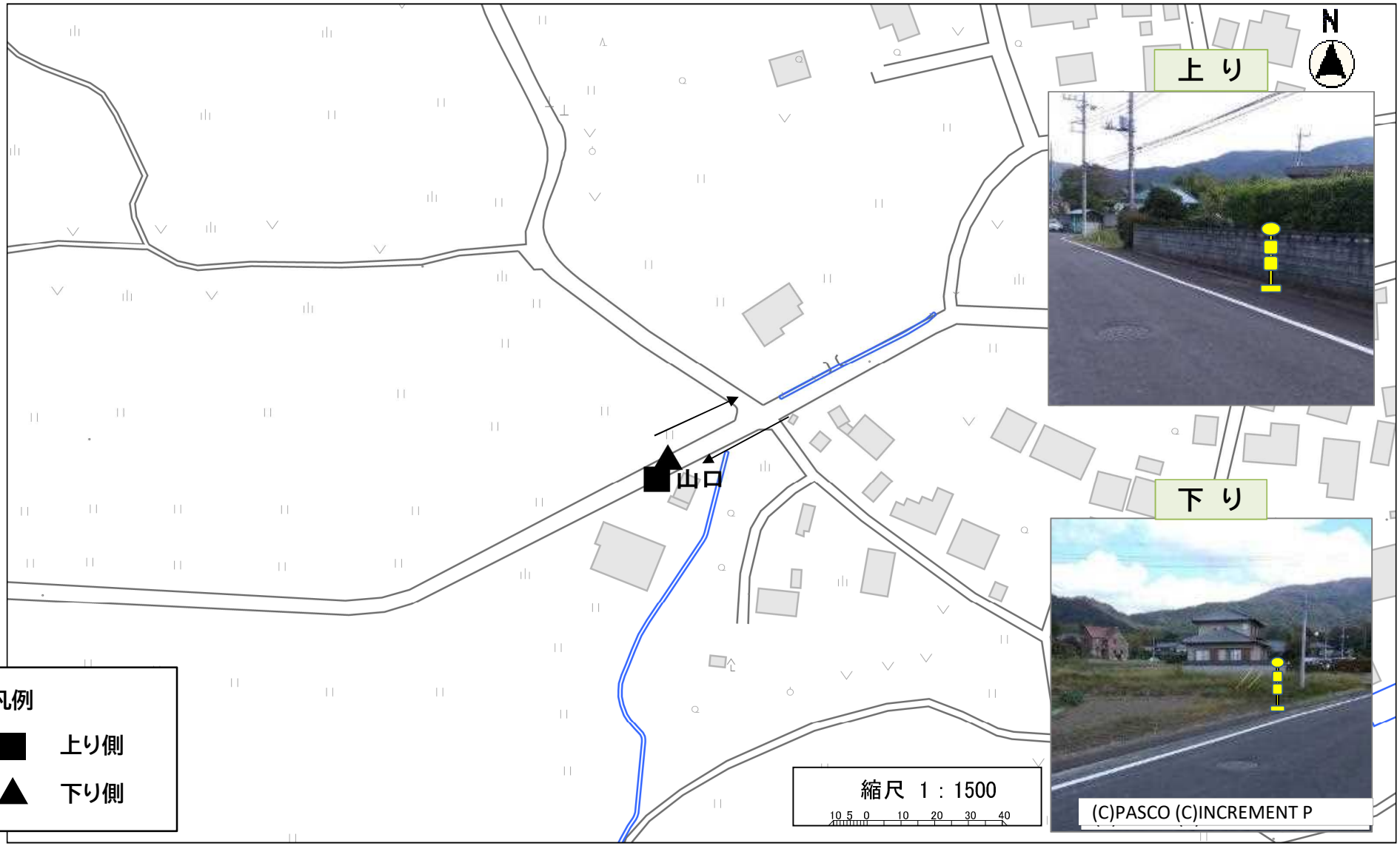

No	9	停留所名	市民研修センター	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条1477番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市山口999番地地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	山口 0.29 キロ	～	当停留所 0.16 キロ	～	北条大池･運動公園入口
				記事	

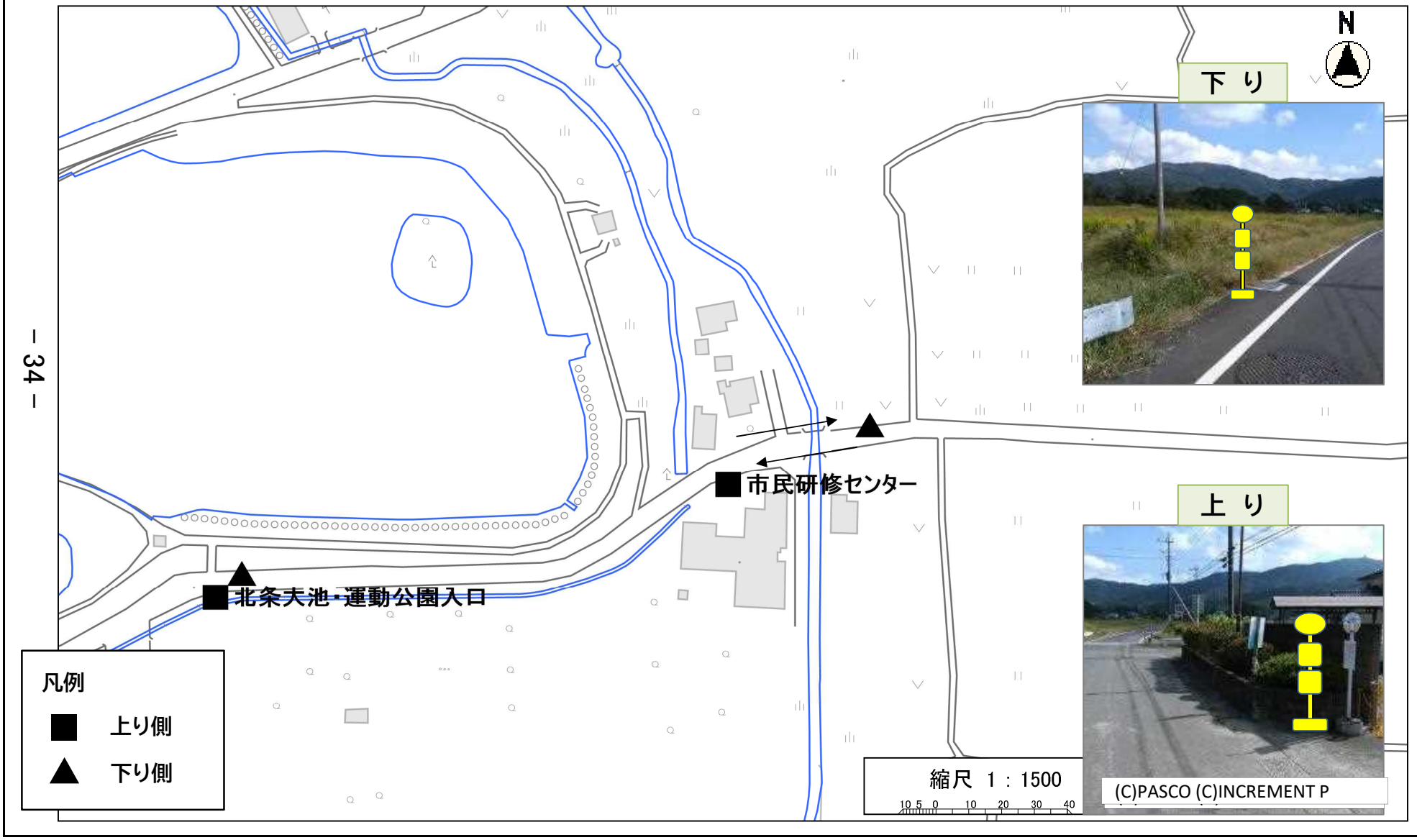

No	8	停留所名	北条大池･運動公園入口	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条1482番地1地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市北条1468番地地先		
隣接停留所との距離	市民研修センター 0.16 キロ ～ 当停留所 0.47 キロ ～ 北条新町			記事	

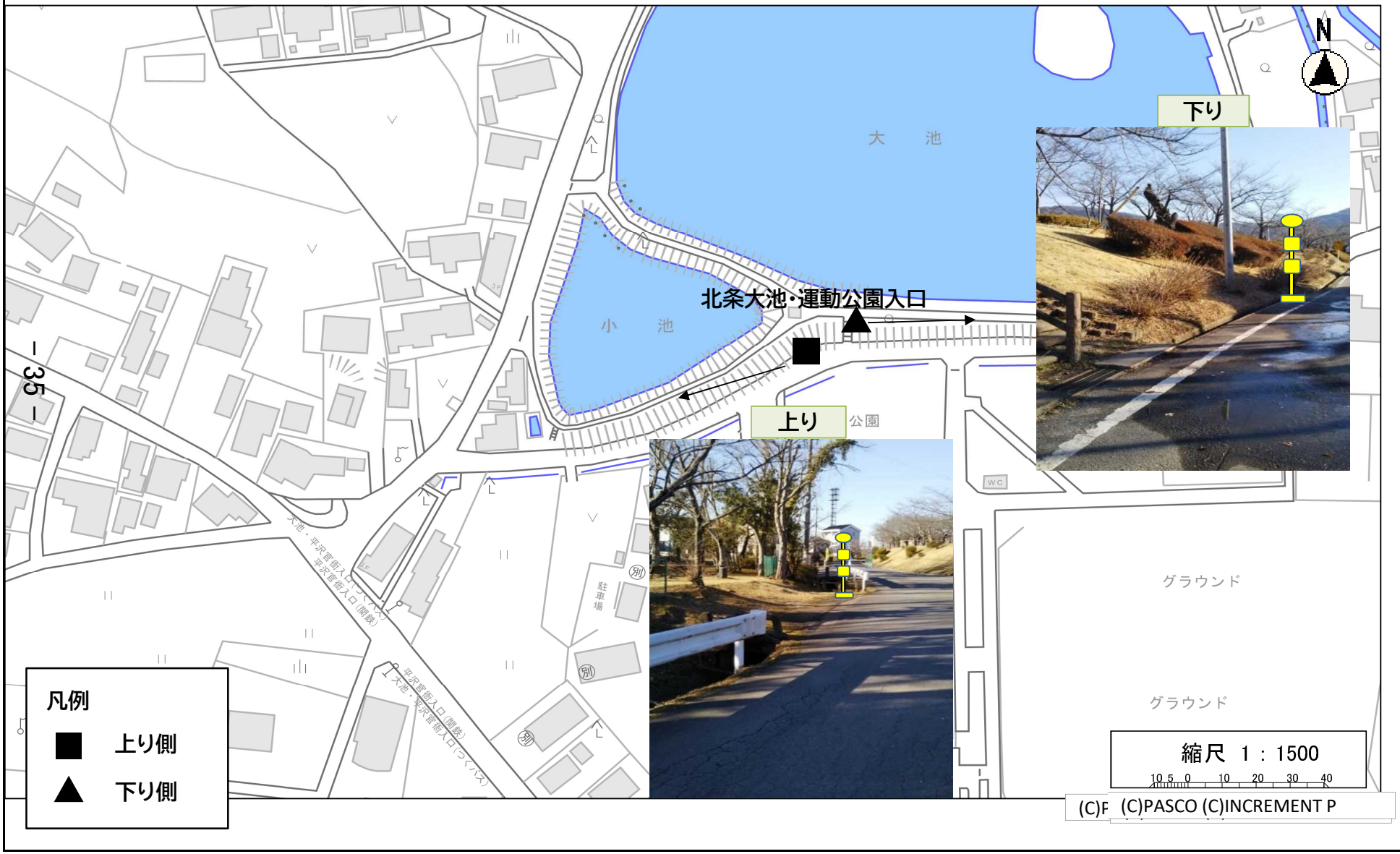

No	7	停留所名	北条新町	関係系統	関東鉄道(株)筑波山口～土浦駅線など	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条4032番地1地先		所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市北条1366番地地先			つくば警察署
隣接停留所との距離		北条大池･運動公園入口 ～ 0.47 キロ	当停留所 ～ 0.45 キロ	旧北条駅入口	記事	

No	6	停留所名	旧北条駅入口	関係系統	関東鉄道(株)筑波山口～土浦駅線など	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条169番地1地先		所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市北条105番地地先			つくば警察署
隣接停留所との距離	北条新町 ～ 当停留所 ～ 北条仲町 0.45 キロ 0.26 キロ				記事	

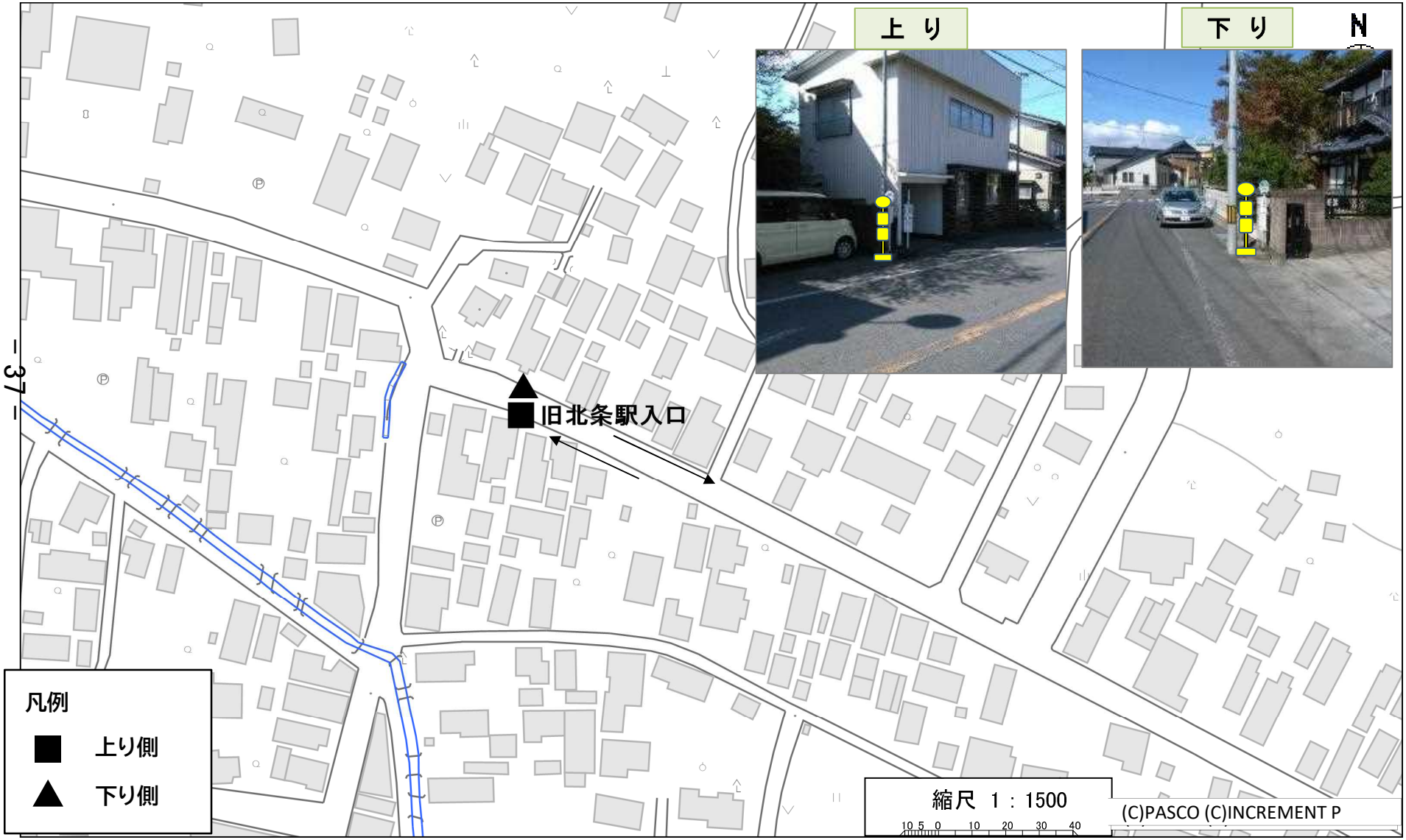

No	5	停留所名	北条仲町	関係系統	関東鉄道(株)筑波山口～土浦駅線など	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条196番地地先		所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市北条89番地地先			つくば警察署
隣接停留所との距離	旧北条駅入口	～	当停留所	～	北条	記事
	0.26	キロ	0.16	キロ		

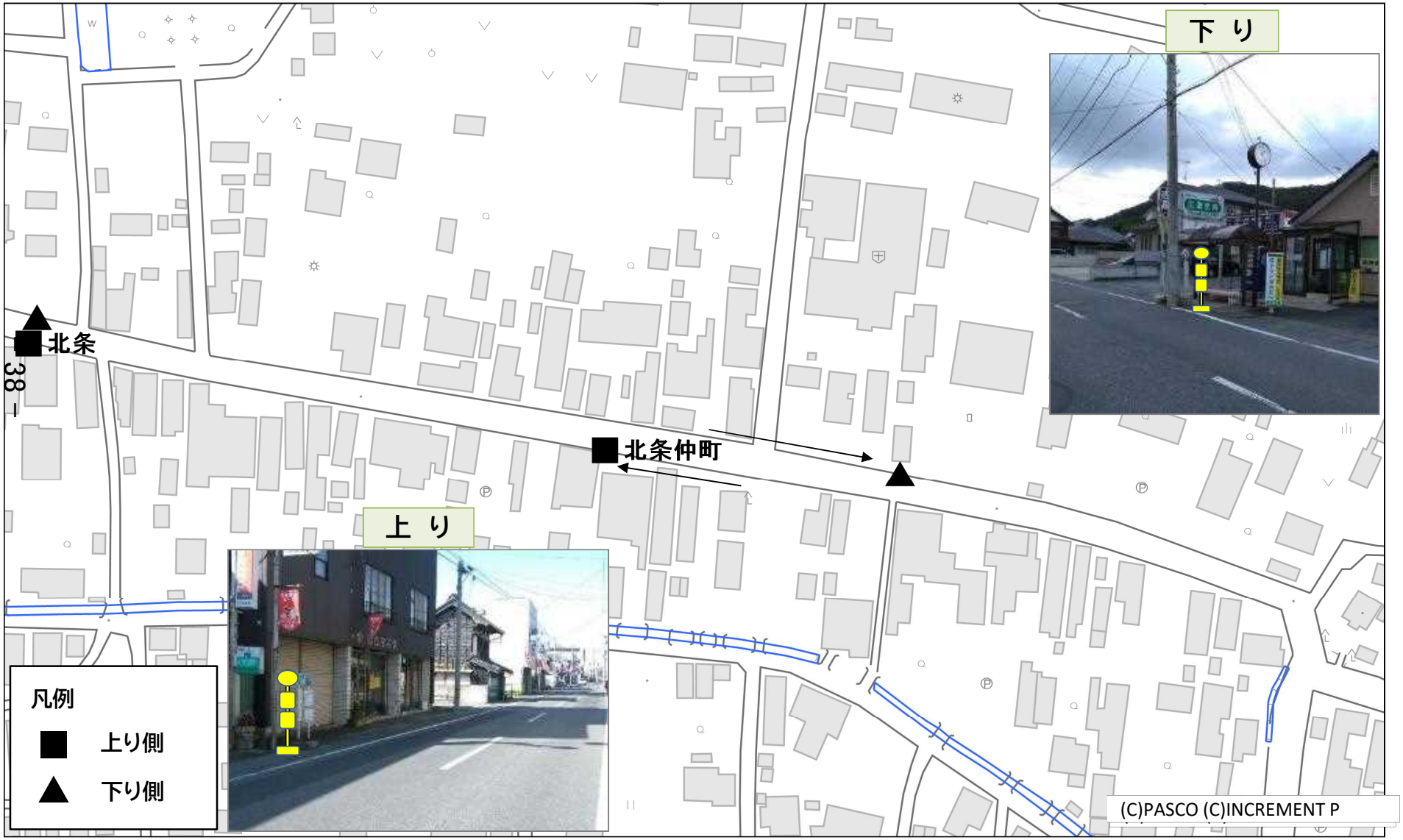

No	4	停留所名	北条	関係系統	関東鉄道(株)筑波山口～土浦駅線など	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条212番地地先		所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市北条27番地1地先			つくば警察署
隣接停留所との距離	北条仲町 0.16 キロ ～	当停留所	～ カスミ筑波店 0.28 キロ		記事	

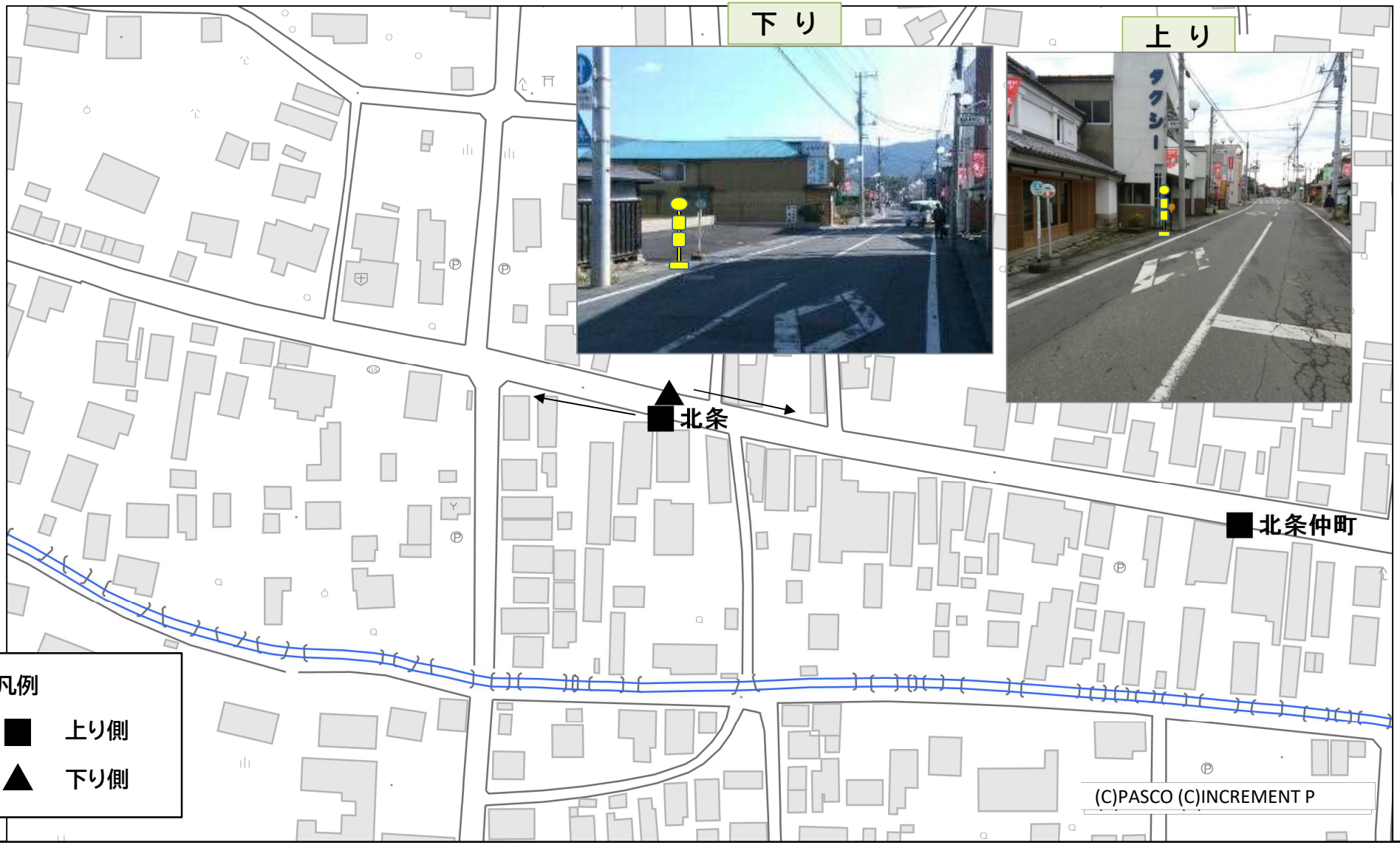

No	3	停留所名	カスミ筑波店	関係系統	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条4324番地13地先	所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市北条5150番地14地先		つくば警察署
隣接停留所との距離	北条 0.28 キロ	～	当停留所 0.78 キロ	～	筑波交流センター
				記事	

No	2	停留所名	筑波交流センター	関係系統	つくバス北部・小田シャトル	
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条5060番地		所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市北条5060番地			つくば警察署
隣接停留所との距離	カスミ筑波店 0.78 キロ	～	当停留所 0.71 キロ	～ 筑波中央病院	記事	

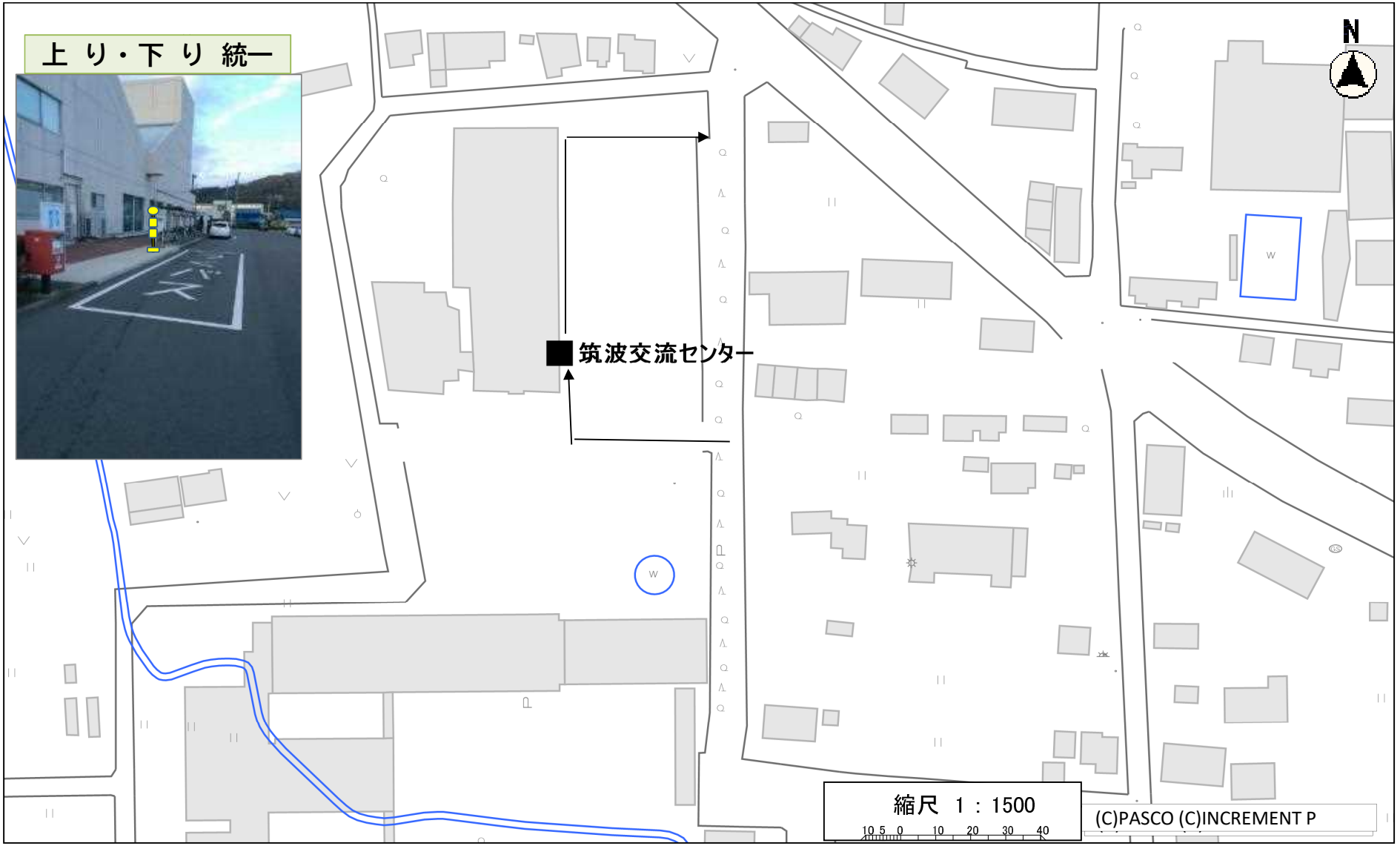

No	1	停留所名	筑波中央病院	関係系統		
位置	往	筑波中央病院方向	つくば市北条5109番地2		所管警察署名	つくば警察署
	復	筑波ふれあいの里入口方向	つくば市北条5109番地2			
隣接停留所との距離		筑波交流センター ～ 当停留所 0.71 キロ			記事	

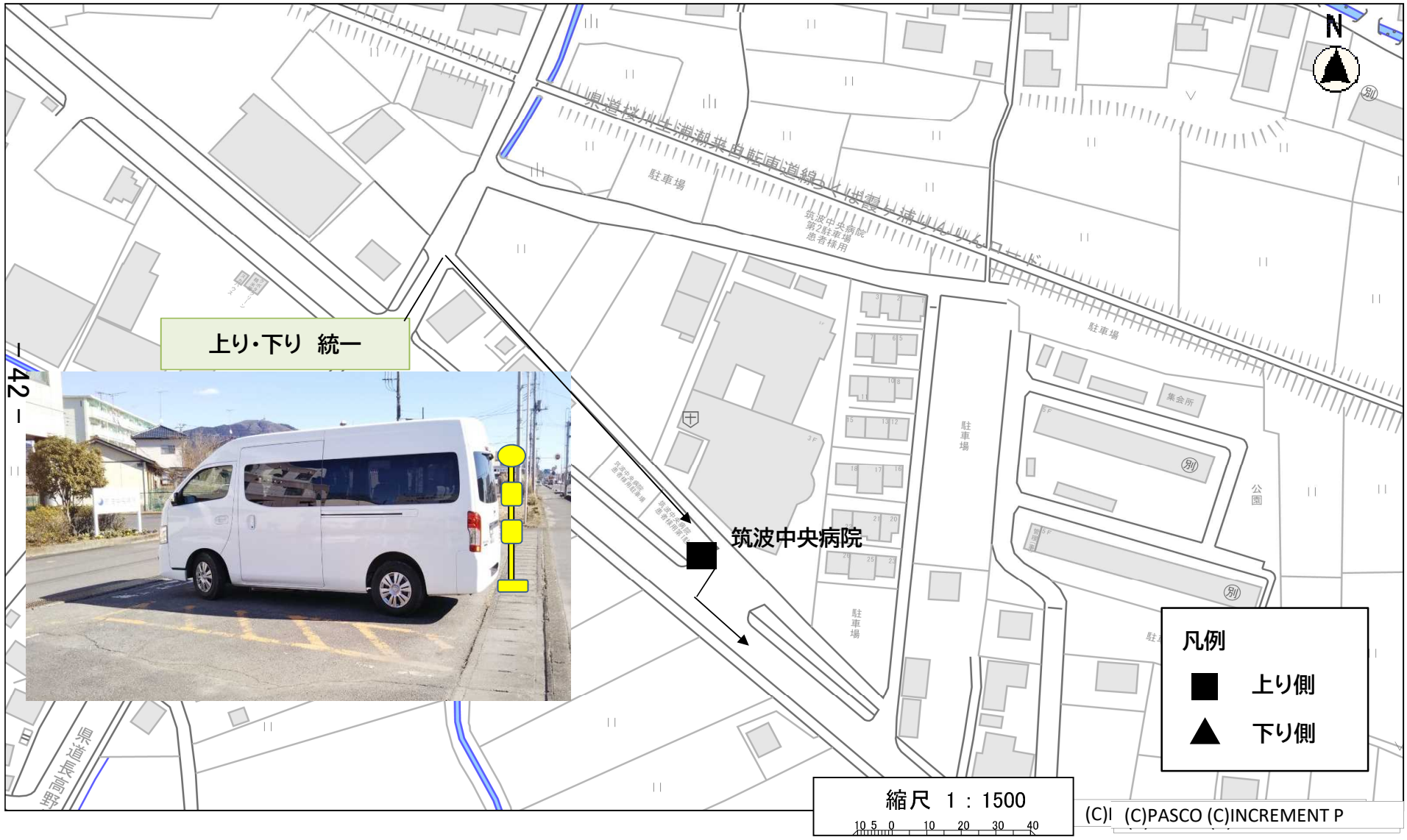

運行ダイヤ

別紙4

■上り（筑波中央病院行）

No	停留所名	1号車 1便	2号車 3便	1号車 5便	2号車 7便	1号車 9便	2号車 11便	1号車 13便	2号車 15便	備考	
34	筑波ふれあいの里入口（つくば湯）	8:06	9:13	10:25	11:32	13:30	14:41	15:49	17:00		
33	東山入口	8:06	9:13	10:25	11:32	13:30	14:41	15:49	17:00		
32	筑波山郵便局入口	8:07	9:14	10:26	11:33	13:31	14:42	15:50	17:01		
31	筑波山神社入口	8:08	9:15	10:27	11:34	13:32	14:43	15:51	17:02		
	※筑波山シャトルバス（つくばセンター行）の時刻（土日・祝の時刻表）	(9:10)	(9:40)	(10:40)	(12:10)	(13:40)	(15:10)	(16:10)	(17:10)		
30	二十三夜前	8:10	9:17	10:29	11:36	13:34	14:45	15:53	17:04		
29	沼田上坪	8:13	9:20	10:32	11:39	13:37	14:48	15:56	17:07		
										4分	（調整）
28	筑波山口	8:18	9:25	10:37	11:44	13:42	14:53	16:01	17:12		
	※北部シャトル（つくばセンター行）の時刻	(8:30)	(9:35)	(10:45)	(11:55)	(14:05)	(15:05)	(16:20)	(17:30)		
27	沼田中坪	8:19	9:26	10:38	11:45	13:43	14:54	16:02	17:13		
26	沼田東	8:20	9:27	10:39	11:46	13:44	14:55	16:03	17:14		
25	飯名神社入口	8:20	9:27	10:39	11:46	13:44	14:55	16:03	17:14		
24	臼井	8:21	9:28	10:40	11:47	13:45	14:56	16:04	17:15		
23	臼井入口	8:22	9:29	10:41	11:48	13:46	14:57	16:05	17:16		
22	立野西	8:23	9:30	10:42	11:49	13:47	14:58	16:06	17:17		
21	立野東	8:24	9:31	10:43	11:50	13:48	14:59	16:07	17:18		
20	六所	8:26	9:33	10:45	11:52	13:50	15:01	16:09	17:20		
19	館	8:31	9:38	10:50	11:57	13:55	15:06	16:14	17:25		
18	神郡東	8:32	9:39	10:51	11:58	13:56	15:07	16:15	17:26		
17	神郡	8:33	9:40	10:52	11:59	13:57	15:08	16:16	17:27		
16	神郡南	8:34	9:41	10:53	12:00	13:58	15:09	16:17	17:28		
15	田井郵便局	8:35	9:42	10:54	12:01	13:59	15:10	16:18	17:29		
14	北条横町北	8:35	9:42	10:54	12:01	13:59	15:10	16:18	17:29		
13	平沢官衙西入口	8:37	9:44	10:56	12:03	14:01	15:12	16:20	17:31		
12	平沢中央	8:38	9:45	10:57	12:04	14:02	15:13	16:21	17:32		
11	平沢東	8:39	9:46	10:58	12:05	14:03	15:14	16:22	17:33		
10	山口	8:41	9:48	11:00	12:07	14:05	15:16	16:24	17:35		
9	市民研修センター	8:41	9:48	11:00	12:07	14:05	15:16	16:24	17:35		
8	北条大池・運動公園入口	8:42	9:49	11:01	12:08	14:06	15:17	16:25	17:36		
7	北条新町	8:43	9:50	11:02	12:09	14:07	15:18	16:26	17:37		
6	旧北条駅入口	8:44	9:51	11:03	12:10	14:08	15:19	16:27	17:38		
5	北条仲町	8:44	9:51	11:03	12:10	14:08	15:19	16:27	17:38		
4	北条	8:45	9:52	11:04	12:11	14:09	15:20	16:28	17:39		
3	カスミ筑波店	8:46	9:53	11:05	12:12	14:10	15:21	16:29	17:40		
2	筑波交流センター	8:48	9:55	11:07	12:14	14:12	15:23	16:31	17:42		
	※北部シャトル（つくばセンター行）の時刻	(9:11)	(10:31)	(11:31)	(12:41)	(14:16)	(15:51)	(17:01)	(18:11)	10分	（調整）
	小田シャトル（つくばセンター行）の時刻	(9:25)	(10:25)	(11:25)	(13:05)	(14:25)	(15:50)	(17:20)	(18:20)		
1	筑波中央病院	8:59	10:06	11:18	12:25	14:23	15:34	16:42	17:53		

運行ダイヤ

別紙4

■下り（筑波ふれあいの里入口（つくば湯））

No	停留所名	2号車 2便	1号車 4便	2号車 6便	1号車 8便	2号車 10便	1号車 12便	2号車 14便	1号車 16便	備考	
1	筑波中央病院	8:05	9:17	10:24	11:36	13:33	14:41	15:52	17:00		
	※8時半診察開始										
2	筑波交流センター	8:08	9:20	10:27	11:39	13:36	14:44	15:55	17:03		
	※北部シャトル（筑波山口行）の時刻	(7:57)	(9:02)	(10:17)	(11:22)	(13:02)	(14:37)	(15:47)	(16:52)		
	小田シャトル（筑波交流センター行）の時刻		(9:00)	(10:05)	(11:10)	(13:20)	(13:20)	(15:10)	(16:20)		
3	カスミ筑波店	8:10	9:22	10:29	11:41	13:38	14:46	15:57	17:05		
	※通常、9時営業開始										
4	北条	8:11	9:23	10:30	11:42	13:39	14:47	15:58	17:06		
5	北条仲町	8:12	9:24	10:31	11:43	13:40	14:48	15:59	17:07		
6	旧北条駅入口	8:12	9:24	10:31	11:43	13:40	14:48	15:59	17:07		
7	北条新町	8:13	9:25	10:32	11:44	13:41	14:49	16:00	17:08		
8	北条大池・運動公園入口	8:14	9:26	10:33	11:45	13:42	14:50	16:01	17:09		
9	市民研修センター	8:14	9:26	10:33	11:45	13:42	14:50	16:01	17:09		
10	山口	8:15	9:27	10:34	11:46	13:43	14:51	16:02	17:10		
11	平沢東	8:17	9:29	10:36	11:48	13:45	14:53	16:04	17:12		
12	平沢中央	8:18	9:30	10:37	11:49	13:46	14:54	16:05	17:13		
13	平沢官衙西入口	8:18	9:30	10:37	11:49	13:46	14:54	16:05	17:13		
14	北条横町北	8:20	9:32	10:39	11:51	13:48	14:56	16:07	17:15		
15	田井郵便局	8:21	9:33	10:40	11:52	13:49	14:57	16:08	17:16		
16	神郡南	8:22	9:34	10:41	11:53	13:50	14:58	16:09	17:17		
17	神郡	8:22	9:34	10:41	11:53	13:50	14:58	16:09	17:17		
18	神郡東	8:23	9:35	10:42	11:54	13:51	14:59	16:10	17:18		
19	館	8:25	9:37	10:44	11:56	13:53	15:01	16:12	17:20		
20	六所	8:29	9:41	10:48	12:00	13:57	15:05	16:16	17:24		
21	立野東	8:32	9:44	10:51	12:03	14:00	15:08	16:19	17:27		
22	立野西	8:32	9:44	10:51	12:03	14:00	15:08	16:19	17:27		
23	臼井入口	8:34	9:46	10:53	12:05	14:02	15:10	16:21	17:29		
24	臼井	8:34	9:46	10:53	12:05	14:02	15:10	16:21	17:29		
25	飯名神社入口	8:35	9:47	10:54	12:06	14:03	15:11	16:22	17:30		
26	沼田東	8:36	9:48	10:55	12:07	14:04	15:12	16:23	17:31		
27	沼田中坪	8:37	9:49	10:56	12:08	14:05	15:13	16:24	17:32		
										5分	（調整）
28	筑波山口	8:43	9:55	11:02	12:14	14:11	15:19	16:30	17:38		
29	沼田上坪	8:44	9:56	11:03	12:15	14:12	15:20	16:31	17:39		
30	二十三夜前	8:48	10:00	11:07	12:19	14:16	15:24	16:35	17:43		
31	筑波山神社入口	8:49	10:01	11:08	12:20	14:17	15:25	16:36	17:44		
32	筑波山郵便局入口	8:50	10:02	11:09	12:21	14:18	15:26	16:37	17:45		
33	東山入口	8:51	10:03	11:10	12:22	14:19	15:27	16:38	17:46		
										7分	（調整）
34	筑波ふれあいの里入口（つくば湯）	8:59	10:11	11:18	12:30	14:27	15:35	16:46	17:54		

部分運休時運行コース詳細

別紙5

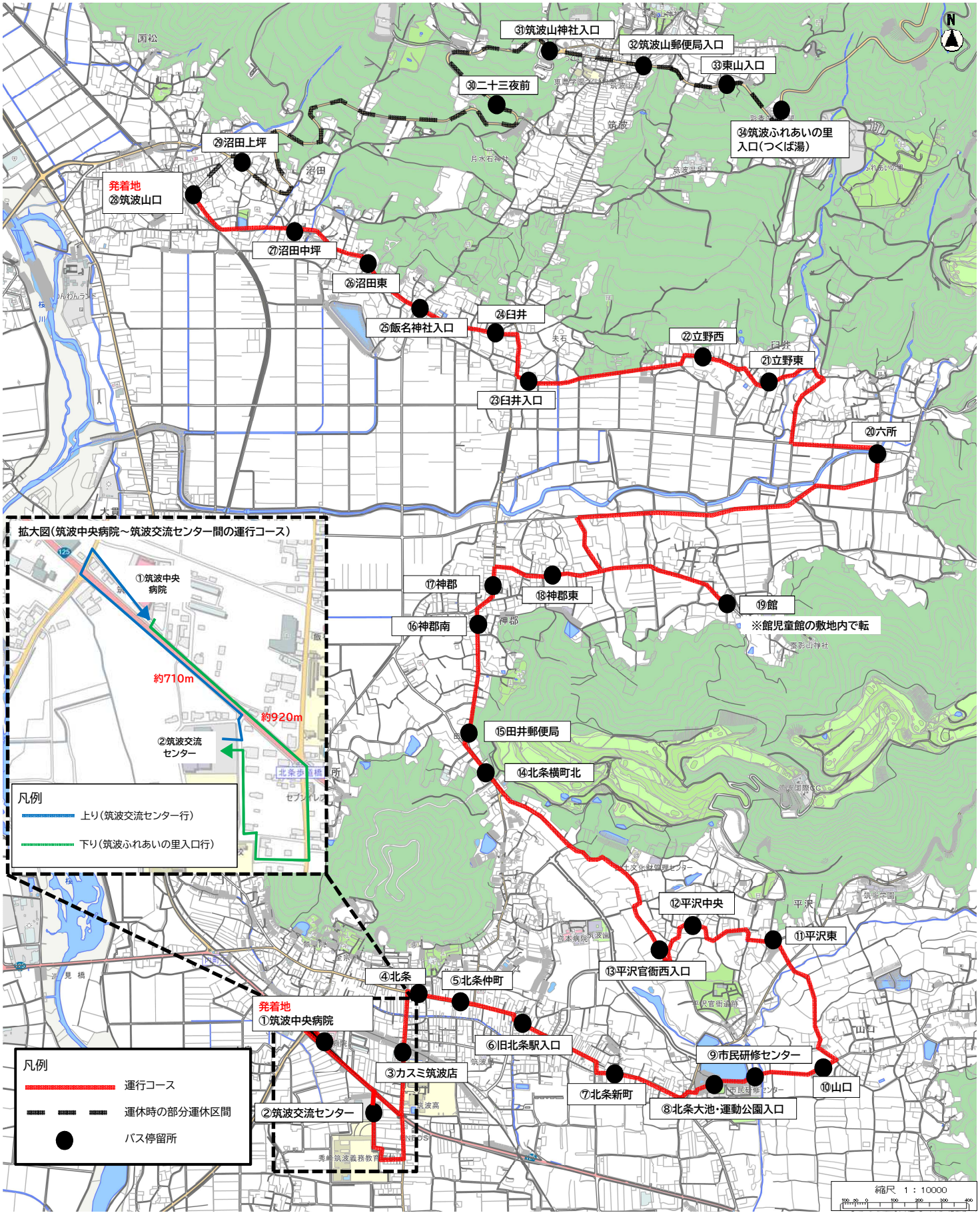

部分運休時運行ダイヤ

別紙6

■上り（筑波中央病院行）

		1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車		
No	停留所名	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便	15便	備考	
34	筑波ふれあいの里入口（つくば湯）										
33	東山入口										
32	筑波山郵便局入口										
31	筑波山神社入口										
	※筑波山シャトルバス（つくばセンター行）の時刻 （土日・祝の時刻表）										
30	二十三夜前										
29	沼田上坪										
28	筑波山口	8:18	9:25	10:37	11:44	13:42	14:53	16:01	17:12		
	※北部シャトル（つくばセンター行）の時刻	(8:30)	(9:35)	(10:45)	(11:55)	(14:05)	(15:05)	(16:20)	(17:30)		
27	沼田中坪	8:19	9:26	10:38	11:45	13:43	14:54	16:02	17:13		
26	沼田東	8:20	9:27	10:39	11:46	13:44	14:55	16:03	17:14		
25	飯名神社入口	8:20	9:27	10:39	11:46	13:44	14:55	16:03	17:14		
24	臼井	8:21	9:28	10:40	11:47	13:45	14:56	16:04	17:15		
23	臼井入口	8:22	9:29	10:41	11:48	13:46	14:57	16:05	17:16		
22	立野西	8:23	9:30	10:42	11:49	13:47	14:58	16:06	17:17		
21	立野東	8:24	9:31	10:43	11:50	13:48	14:59	16:07	17:18		
20	六所	8:26	9:33	10:45	11:52	13:50	15:01	16:09	17:20		
19	館	8:31	9:38	10:50	11:57	13:55	15:06	16:14	17:25		
18	神郡東	8:32	9:39	10:51	11:58	13:56	15:07	16:15	17:26		
17	神郡	8:33	9:40	10:52	11:59	13:57	15:08	16:16	17:27		
16	神郡南	8:34	9:41	10:53	12:00	13:58	15:09	16:17	17:28		
15	田井郵便局	8:35	9:42	10:54	12:01	13:59	15:10	16:18	17:29		
14	北条横町北	8:35	9:42	10:54	12:01	13:59	15:10	16:18	17:29		
13	平沢官衙西入口	8:37	9:44	10:56	12:03	14:01	15:12	16:20	17:31		
12	平沢中央	8:38	9:45	10:57	12:04	14:02	15:13	16:21	17:32		
11	平沢東	8:39	9:46	10:58	12:05	14:03	15:14	16:22	17:33		
10	山口	8:41	9:48	11:00	12:07	14:05	15:16	16:24	17:35		
9	市民研修センター	8:41	9:48	11:00	12:07	14:05	15:16	16:24	17:35		
8	北条大池・運動公園入口	8:42	9:49	11:01	12:08	14:06	15:17	16:25	17:36		
7	北条新町	8:43	9:50	11:02	12:09	14:07	15:18	16:26	17:37		
6	旧北条駅入口	8:44	9:51	11:03	12:10	14:08	15:19	16:27	17:38		
5	北条仲町	8:44	9:51	11:03	12:10	14:08	15:19	16:27	17:38		
4	北条	8:45	9:52	11:04	12:11	14:09	15:20	16:28	17:39		
3	カスミ筑波店	8:46	9:53	11:05	12:12	14:10	15:21	16:29	17:40		
2	筑波交流センター	8:48	9:55	11:07	12:14	14:12	15:23	16:31	17:42		
	※北部シャトル（つくばセンター行）の時刻	(9:11)	(10:31)	(11:31)	(12:41)	(14:16)	(15:51)	(17:01)	(18:11)	10分	（調整）
	小田シャトル（つくばセンター行）の時刻	(9:25)	(10:25)	(11:25)	(13:05)	(14:25)	(15:50)	(17:20)	(18:20)		
1	筑波中央病院	8:59	10:06	11:18	12:25	14:23	15:34	16:42	17:53		

運休

部分運休時運行ダイヤ

別紙6

■下り（筑波ふれあいの里入口（つくば湯））

No	停留所名	2号車 2便	1号車 4便	2号車 6便	1号車 8便	2号車 10便	1号車 12便	2号車 14便	1号車 16便	備考
1	筑波中央病院	8:05	9:17	10:24	11:36	13:33	14:41	15:52	17:00	
	※8時半診察開始									
2	筑波交流センター	8:08	9:20	10:27	11:39	13:36	14:44	15:55	17:03	
	※北部シャトル（筑波山口行）の時刻	(7:57)	(9:02)	(10:17)	(11:22)	(13:02)	(14:37)	(15:47)	(16:52)	
	小田シャトル（筑波交流センター行）の時刻		(9:00)	(10:05)	(11:10)	(13:20)	(13:20)	(15:10)	(16:20)	
3	カスミ筑波店	8:10	9:22	10:29	11:41	13:38	14:46	15:57	17:05	
	※通常、9時営業開始									
4	北条	8:11	9:23	10:30	11:42	13:39	14:47	15:58	17:06	
5	北条仲町	8:12	9:24	10:31	11:43	13:40	14:48	15:59	17:07	
6	旧北条駅入口	8:12	9:24	10:31	11:43	13:40	14:48	15:59	17:07	
7	北条新町	8:13	9:25	10:32	11:44	13:41	14:49	16:00	17:08	
8	北条大池・運動公園入口	8:14	9:26	10:33	11:45	13:42	14:50	16:01	17:09	
9	市民研修センター	8:14	9:26	10:33	11:45	13:42	14:50	16:01	17:09	
10	山口	8:15	9:27	10:34	11:46	13:43	14:51	16:02	17:10	
11	平沢東	8:17	9:29	10:36	11:48	13:45	14:53	16:04	17:12	
12	平沢中央	8:18	9:30	10:37	11:49	13:46	14:54	16:05	17:13	
13	平沢官衙西入口	8:18	9:30	10:37	11:49	13:46	14:54	16:05	17:13	
14	北条横町北	8:20	9:32	10:39	11:51	13:48	14:56	16:07	17:15	
15	田井郵便局	8:21	9:33	10:40	11:52	13:49	14:57	16:08	17:16	
16	神郡南	8:22	9:34	10:41	11:53	13:50	14:58	16:09	17:17	
17	神郡	8:22	9:34	10:41	11:53	13:50	14:58	16:09	17:17	
18	神郡東	8:23	9:35	10:42	11:54	13:51	14:59	16:10	17:18	
19	館	8:25	9:37	10:44	11:56	13:53	15:01	16:12	17:20	
20	六所	8:29	9:41	10:48	12:00	13:57	15:05	16:16	17:24	
21	立野東	8:32	9:44	10:51	12:03	14:00	15:08	16:19	17:27	
22	立野西	8:32	9:44	10:51	12:03	14:00	15:08	16:19	17:27	
23	臼井入口	8:34	9:46	10:53	12:05	14:02	15:10	16:21	17:29	
24	臼井	8:34	9:46	10:53	12:05	14:02	15:10	16:21	17:29	
25	飯名神社入口	8:35	9:47	10:54	12:06	14:03	15:11	16:22	17:30	
26	沼田東	8:36	9:48	10:55	12:07	14:04	15:12	16:23	17:31	
27	沼田中坪	8:37	9:49	10:56	12:08	14:05	15:13	16:24	17:32	
										5分（調整）
28	筑波山口	8:43	9:55	11:02	12:14	14:11	15:19	16:30	17:38	
29	沼田上坪									
30	二十三夜前				運休					
31	筑波山神社入口									
32	筑波山郵便局入口									
33	東山入口									
34	筑波ふれあいの里入口（つくば湯）									

審議案件６

資料６－３

移動円滑化基準適用除外認定申請

公共交通事業者等が車両等を新たに整備・導入等する際は、移動円滑化基準（※）に沿った車両とすべきであるが、筑波地区支線型バスで使用する運行車両及び予備車両については、既につくば市公共交通活性化協議会（令和３年 12 月 16 日付の書面開催）において、承認を得ていることを踏まえ、移動円滑化基準第四十三条の規定に基づき、次の内容で基準適用除外の認定を受けた上で運行してよいか審議を行う。
※移動円滑化基準の詳細は別紙１参照

１　車両について

運行事業者	常用車両	予備車両
新栄タクシー（有）	台　数：２台（１号車、２号車） 車　種：日産・ＮＶ350 キャラバン（送迎タイプ）ワゴンＧＸ 型　式：３ＢＡ－ＫＳ４Ｅ２６ 所有者：つくば市（市で購入し、事業者へ無償貸与）	台　数：２台 車　種：日産・ＮＶ350 キャラバン（送迎タイプ）ワゴンＧＸ 型　式：ＣＢＡ－ＫＳ４Ｅ２６ 所有者：運行事業者 その他：筑波地区支線型バス実証実験で使用した車両

※常用車両の購入に際し、つくば市公共交通活性化協議会（令和３年 12 月 16 日付の書面開催）において、次の内容で審議し承認された。

① 出来るだけ多くの人を乗せながら各地区の集落なども運行してほしいといった地域住民からの要望や道路幅員等を考慮する。
② 運行するコースは坂道が多く、車椅子でバス停にたどり着くことがそもそも難しいバス停留所も存在する。
③ 車椅子の乗車スペースがあっても、福祉車両のように専任の乗降介助者が同乗しているわけではなく、乗降に支障が出る可能性がある。
④ 車椅子の乗車を必要とする場合は、市が実施するつくタクなどの活用を促すことにより対応する。

以上のことから、実証実験と同規格の 10 人乗りワゴン車とする。

２　移動円滑化基準について

移動円滑化基準における乗合バス車両の設備基準は次のとおり。

条項	内容	筑波地区支線型バスの車両（常用車両及び予備車両）の適用可否
第 37 条第１項 （乗降口（踏み台））	着色などにより、乗降口の踏み段を容易に識別できること。	可否：〇 ・乗降口の踏み段に黄色い縁取りあり

条項	内容	筑波地区支線型バスの車両（常用車両及び予備車両）の適用可否
第 37 条第２項 （乗降口（スロープ等））	・乗降口の幅は 80cm 以上であること。（１号） ・スロープ板など車椅子の乗降を円滑にする設備があること。（２号）	可否：×　⇒適用除外申請 ・乗降口は手すり間の幅は 70cm ・スロープ板などの設備なし
第 38 条第１項 （床面（地上高））	床面の地上面からの高さは 65cm 以下であること。	可否：〇 地上高 58.5cm
第 38 条第２項 （床面（滑り止め加工））	床の表面は滑りにくい仕上げであること。	可否：〇 すべり止めマットあり
第 39 条 （車椅子スペース）	車椅子スペースを一つ以上設置すること。（１号～７号）	可否：×　⇒適用除外申請
第 39 条の２ （優先席）	優先席を設置すること。	可否：×　⇒適用除外申請
第 40 条第１項 （通路（有効幅））	乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅は 80cm 以上であること。	可否：×　⇒適用除外申請
第 40 条第２項 （通路（手すり））	通路には一定の間隔で縦手すりを設置すること。	可否：×　⇒適用除外申請
第 41 条第１項 （運行情報提供設備等（運行情報の表示））	車内に次に停車する停留所の名称や当該バスの運行に関する情報を文字で表示するための設備及び音声で提供するための設備を設置すること。	可否：〇 ・車内に路線図を掲出 ・車内音声設備あり
第 41 条第２項 （運行情報提供設備等（車外用放送設備））	車外用放送設備を設置すること。	可否：×　⇒適用除外申請
第 41 条第３項 （運行情報提供設備等（行き先表示））	車両の前面、左側面及び後面に行き先を表示すること。	可否：×　⇒適用除外申請

※常用車両は現在製造中のため、写真は予備車両を使用

３　適用除外申請の理由

条項	除外申請理由
・第 37 条第２項 （乗降口（スロープ等）） ・第 39 条 （車椅子スペース） ・第 40 条第１項 （通路（有効幅））	・筑波地区は高齢化率が高い地区であり、今後も高齢化が進む中、運行車両には一定の輸送力が求められている。また、支線型バスは各地区集落内を走行するなど、山あいの狭隘な道路（※）を通るため、運行車両は 10 人乗りワゴンとする。 ・そのため、車両の大きさの関係から、乗降口スペースを空けた上で車椅子スペースを置く仕様では、歩ける方の乗車スペースが十分に確保できないため、適用除外とする。
第 39 条の２ （優先席）	10 人乗りワゴンであることから、優先席を設けることで優先席以外の利用客の乗車スペースが十分に確保できないため、適用除外とする。
第 40 条第２項 （通路（手すり））	10 人乗りワゴンであることから、通路に定間隔で縦手すりを設置する場合、通路スペースが狭くなり移動を妨げて危険であるため、適用除外とする。
第 41 条第２項 （運行情報提供設備等（車外用放送設備））	ワゴン車両は車体が小さく、乗降口と運転席の距離が近いため、車内用放送設備（マイク、スピーカー）を使用すれば十分に情報伝達が可能であるから適用除外とする。
第 41 条第３項 （運行情報提供設備等(行き先表示)）	バス車両に対してワゴン車両はボディの面積が小さく、後面に分かりやすい行き先表示を行うことができないため、適用除外とする。 　なお、前面と左側面には行き先表示を表示できることから設置する。

※狭隘な道路を運行する根拠は別紙２参照

別紙1

平成十八年国土交通省令第百十一号

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令

第一章　総則

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　視覚障害者誘導用ブロック　線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。

二　線状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

三　点状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

四　内方線付き点状ブロック　点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせて配列したブロックであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

五　車椅子スペース　車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。

五の二　優先席　主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。

六　鉄道駅　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

七　軌道停留場　軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

八　バスターミナル　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

九　旅客船ターミナル　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十　航空旅客ターミナル施設　航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十一　鉄道車両　鉄道事業法による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十二　軌道車両　軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十三　乗合バス車両　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。）をいう。

十三の二　貸切バス車両　道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものに限る。）をいう。

十四　福祉タクシー車両　道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第一条の二に規定するものに限る。）をいう。

十五　船舶　海上運送法による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。）又は旅客不定期航路事業を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。

十六　航空機　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

2　前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第三章　車両等の構造及び設備

第三節　乗合バス車両

（適用範囲）

第三十六条　乗合バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

（乗降口）

第三十七条　乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。

2　乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　幅は、八十センチメートル以上であること。

二　スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

（床面）

第三十八条　国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

2　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

（車椅子スペース）

第三十九条　乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一　車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二　車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三　車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四　車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五　他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六　車椅子スペースである旨が表示されていること。

七　前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。

（優先席）

第三十九条の二　乗合バス車両に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

（通路）

第四十条　第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2　通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

（運行情報提供設備等）

第四十一条　乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2　乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

3　乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

（意思疎通を図るための設備）

第四十二条　乗合バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗合バス車両内に表示するものとする。

（基準の適用除外）

第四十三条　地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した乗合バス車両については、第三十

七条から前条まで（第三十七条第一項、第三十八条第二項及び前条を除く。）に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該乗合バス車両ごとに指定したものは、適用しない。

2　前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

3　第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　車名及び型式

三　車台番号

四　使用の本拠の位置

五　認定により適用を除外する規定

六　認定を必要とする理由

4　地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定の取消しを求める申請があったとき。

二　第二項の規定による条件に違反したとき。

運行コースが狭隘な道路を通る根拠

別紙2

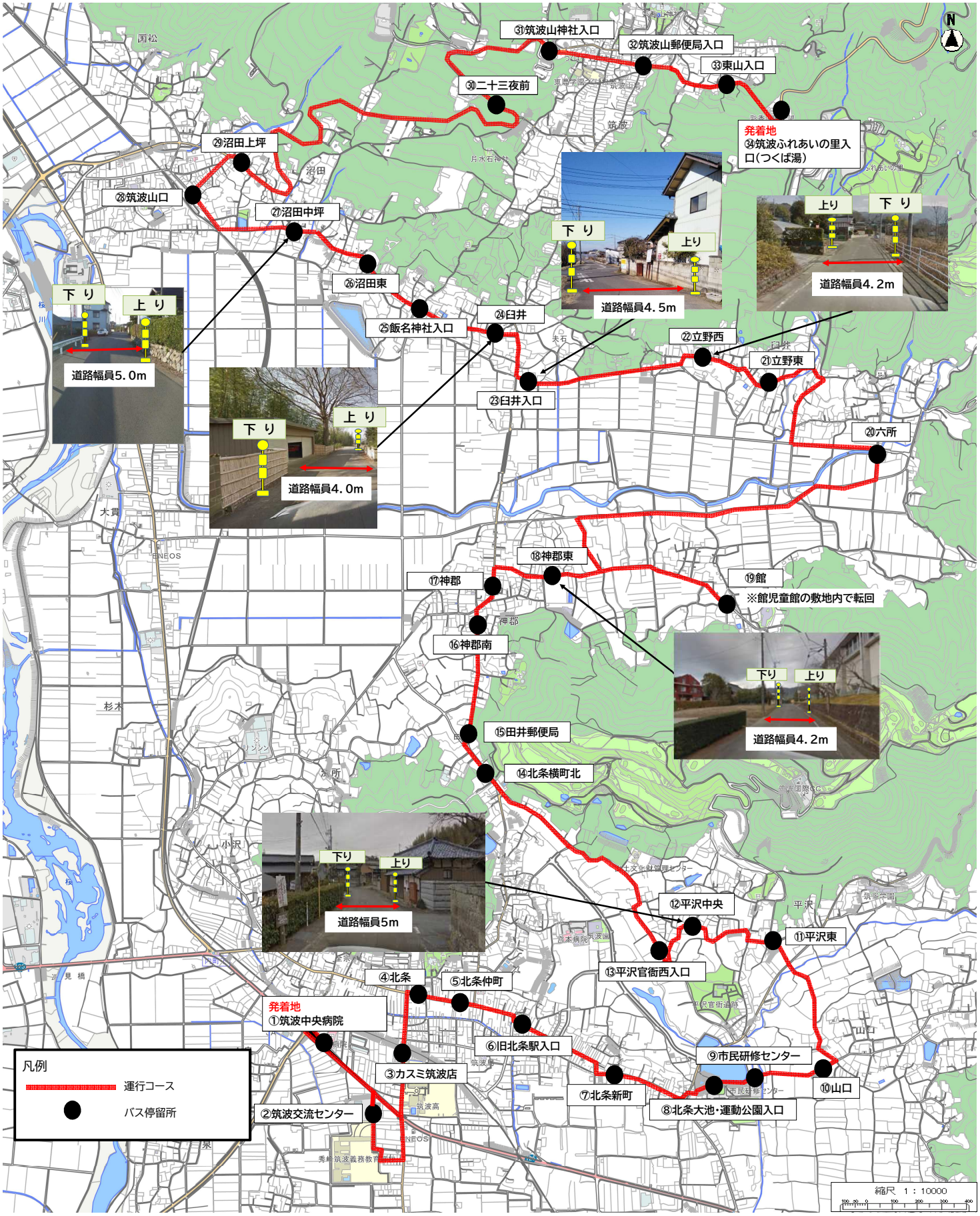

資料６－４

様式第１－１（日本産業規格Ａ列４番）

番　　号
令和　年　月　日

国土交通大臣　殿

つくば市公共交通活性化協議会
つくば市研究学園一丁目１番地１
会長　岡本　直久

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和４年６月　日

（名称）つくば市公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
つくば市地域内フィーダー系統確保維持計画
１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
つくば市の交通は、市内外の広域移動を担うつくばエクスプレスや地域間を運行する路線バスとコミュニティバス（つくバス）が幹線の役割を果たし、デマンド型の乗合タクシー（つくタク）が支線として地域内における移動手段として、それぞれ、通勤・通学・通院・買い物等の住民生活において、重要な役割を果たしている。 このような中、市北部に位置する筑波地区は、市内でも高齢化率が高く、今後、免許返納などにより、益々公共交通の需要が見込まれる一方、現在、運行しているデマンド型乗合タクシー（つくタク）では、地区に合った移動ニーズには対応できておらず、また、費用対効果の課題も生じている。 このため、新たな移動手段として、定時定路線の地域内交通の有効性を検証する目的で、平成31年４月から令和４年３月までの３年間、全４コースの筑波地区支線型バス実証実験運行を行った。実証実験運行の結果から第１、２及び４コースについては終了とし、一定の利用が見られた第３コースについて、地域の声を踏まえたコース変更などを行い、令和４年10月から本格運行を開始する予定である。 筑波地区支線型バスを利用することにより、交通結節点である「筑波山口」において、つくば市のコミュニティバス（つくバス）や隣接市のコミュニティバス、さらには国庫補助対象地域間幹線系統である関東鉄道（株）の路線バス（筑波山口～土浦駅線）に乗り継ぐことが可能となる。つくば駅や土浦駅への移動により、鉄道や各バス路線に乗り換えることで、広域的な移動をシームレスに行うことが可能となる。 このようなことからも、令和４年10月から筑波地区内を運行予定の筑波地区支線型バスについては、持続的な生活交通手段となるべく、地域公共交通確保維持事業を活用し、存続させていくことが必要である。
２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
１便当たり乗車人数を１名とする。なお、実証運行期間中における１便当たり乗車人数の平均は 0.3 人（第３コースに限ると 0.68 人）
（２）事業の効果
筑波地区支線型バスを維持することにより、筑波地区の住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、路線バスなど幹線交通に接続することによって、住民の移動の幅が広がり、特に高齢者の買い物・通院が容易になるなど、外出促進及び地域の活性化に繋がる。
３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・市、事業者及び住民が定期的に会議を開催し、利用状況や移動需要を踏まえた利用促進策や運行内容の検討を実施する。また、必要に応じて随時見直しを行い、地域の需要に合わせた運行を目指す（つくば市、運行事業者、利用者）。 ・当運行について、地域内各地区への回覧などにより新たな利用者の増加を図る（つくば市、運行事業者）。 ・市民への当運行に対する満足度調査や沿線住民等へのモビリティ・マネジメントを実施する。（つくば市地域公共交通計画の P92 参照）
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表１のとおり。
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
つくば市 （運行経費から運行収入及び国庫補助金額を差し引いた額を負担する。）
６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
つくば市公共交通活性化協議会
７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 **【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**
・利用状況を事業者からつくば市公共交通活性化協議会の事務局である市に報告（毎月） ・集計した利用状況をつくば市公共交通活性化協議会で報告（年３回程度）
８．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要**【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
９．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
10．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
11．外客来訪促進計画との整合性**【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**
該当なし
12．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要**【地域内フィーダー系統のみ】**
別添の表５のとおり。
13．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
14．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
15．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
16．老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
17．貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

・令和３年６月３日（令和３年度第１回）
事業の方向性について議論、各者持ち帰り
・令和３年 11 月 15 日（令和３年度第２回）
事業内容（運行コースなど）について議論、各者持ち帰り
・令和４年２月 10 日（令和３年度第３回）
事業内容（運行コース、停留所）について協議し、全ての構成員から合意を得られた。
・令和４年６月 28 日（令和４年度第１回）
事業の実施計画の確定及び計画全体について合意を得られた。

21. 利用者等の意見の反映状況

運行コース沿線の区長及び民生委員と計５回の意見交換会を実施し、運行コースやバス停留所の位置などについて、地元住民の意見を反映した。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	茨城県政策企画部交通政策課
関係市区町村	つくば市都市計画部総合交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	つくば警察署、茨城県土木部土浦土木事務所、一般財団法人つくば都市交通センター、一般社団法人茨城県バス協会、一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会、首都圏新都市鉄道株式会社、関東鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社土浦支店、株式会社セキショウキャリアプラス、筑波学園タクシー協同組合
地方運輸局	茨城運輸支局
その他協議会が必要と認める者	筑波大学教授、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人国立環境研究所、つくば市商工会、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会、つくば市工業団地企業連絡協議会、一般社団法人つくば観光コンベンション協会、つくば市 PTA 連絡協議会、関東鉄道労働組合、つくば市都市計画審議会、利用者代表（筑波地区代表区長、大穂地区代表区長、豊里地区代表区長、桜地区代表区長、谷田部地区代表区長、茎崎地区代表区長）、つくば市福祉部長、つくば市建設部長、つくば市都市計画部長

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）つくば市研究学園一丁目１番地１
（所　属）つくば市都市計画部総合交通政策課
（氏　名）井﨑
（電　話）029-883-1111（3414）
（e-mail）ubn012@city.tsukuba.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
　また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

　実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
　各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。
　外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
つくば市	新栄タクシー（有）	(1) 筑波地区支線型バス（1号車）	筑波ふれあいの里入口（つくば湯）	筑波山口	筑波中央病院	往 17.5km 復 17.7km	329日	584回			路線定期運行	①	筑波山口駅などで補助対象地域間幹線系統である関東鉄道（株）の路線バス（筑波山口～土浦線）と接続	①
	新栄タクシー（有）	(2) 筑波地区支線型バス（2号車）	筑波中央病院	筑波山口	筑波ふれあいの里入口（つくば湯）	往 17.7km 復 17.5km	329日	584回			路線定期運行	①	筑波山口駅などで補助対象地域間幹線系統である関東鉄道（株）の路線バス（筑波山口～土浦線）と接続	①
	新栄タクシー（有）	(3) 筑波地区支線型バス（1号車）※部分運休運行	筑波山口	筑波交流センター	筑波中央病院	往 13.5km 復 13.7km	30日	120回			路線定期運行	①	筑波山口駅などで補助対象地域間幹線系統路線バス（筑波山口～土浦線）と接続	①
	新栄タクシー（有）	(4) 筑波地区支線型バス（2号車）※部分運休運行	筑波中央病院	筑波交流センター	筑波山口	往 13.7km 復 13.5km	30日	120回			路線定期運行	①	筑波山口駅などで補助対象地域間幹線系統路線バス（筑波山口～土浦線）と接続	①

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

路線図

表1(別表1)

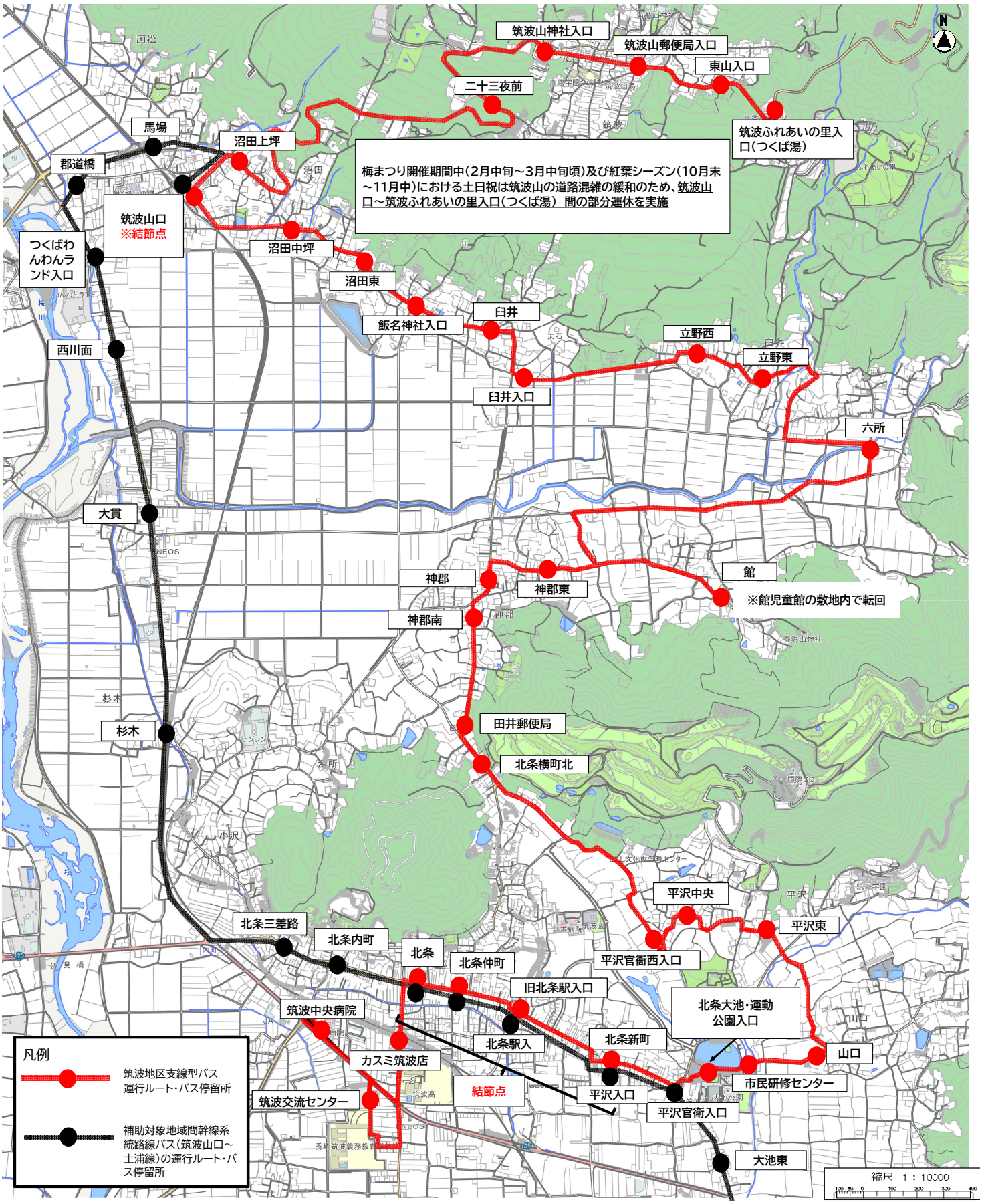
筑波山神社入口
筑波山郵便局入口
東山入口
二十三夜前
筑波ふれあいの里入口(つくば湯)
馬場
沼田上坪
郡道橋
筑波山口
※結節点
梅まつり開催期間中(2月中旬～3月中旬頃)及び紅葉シーズン(10月末～11月中)における土日祝は筑波山の道路混雑の緩和のため、筑波山口～筑波ふれあいの里入口(つくば湯) 間の部分運休を実施
つくばわんわんランド入口
沼田中坪
沼田東
飯名神社入口
臼井
立野西
立野東
臼井入口
六所
西川面
大貫
館
※館児童館の敷地内で転回
神郡
神郡東
神郡南
杉木
田井郵便局
北条横町北
平沢中央
平沢東
北条三差路
北条内町
北条
北条仲町
平沢官衙西入口
旧北条駅入口
北条大池・運動公園入口
筑波中央病院
北条駅入
北条新町
山口
カスミ筑波店
結節点
市民研修センター
筑波交流センター
平沢入口
平沢官衛入口
大池東
凡例
筑波地区支線型バス運行ルート・バス停留所
補助対象地域間幹線系統路線バス(筑波山口～土浦線)の運行ルート・バス停留所
縮尺 1：10000

表1(別表2)

運行ダイヤ

上り(筑波中央病院行)		1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車
No	停留所名	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便	15便
34	筑波ふれあいの里入口(つくば湯)	8:06	9:13	10:25	11:32	13:30	14:41	15:49	17:00
33	東山入口	8:06	9:13	10:25	11:32	13:30	14:41	15:49	17:00
32	筑波山郵便局入口	8:07	9:14	10:26	11:33	13:31	14:42	15:50	17:01
31	筑波山神社入口	8:08	9:15	10:27	11:34	13:32	14:43	15:51	17:02
30	二十三夜前	8:10	9:17	10:29	11:36	13:34	14:45	15:53	17:04
29	沼田上坪	8:13	9:20	10:32	11:39	13:37	14:48	15:56	17:07
28	筑波山口	8:18	9:25	10:37	11:44	13:42	14:53	16:01	17:12
27	沼田中坪	8:19	9:26	10:38	11:45	13:43	14:54	16:02	17:13
26	沼田東	8:20	9:27	10:39	11:46	13:44	14:55	16:03	17:14
25	飯名神社入口	8:20	9:27	10:39	11:46	13:44	14:55	16:03	17:14
24	臼井	8:21	9:28	10:40	11:47	13:45	14:56	16:04	17:15
23	臼井入口	8:22	9:29	10:41	11:48	13:46	14:57	16:05	17:16
22	立野西	8:23	9:30	10:42	11:49	13:47	14:58	16:06	17:17
21	立野東	8:24	9:31	10:43	11:50	13:48	14:59	16:07	17:18
20	六所	8:26	9:33	10:45	11:52	13:50	15:01	16:09	17:20
19	館	8:31	9:38	10:50	11:57	13:55	15:06	16:14	17:25
18	神郡東	8:32	9:39	10:51	11:58	13:56	15:07	16:15	17:26
17	神郡	8:33	9:40	10:52	11:59	13:57	15:08	16:16	17:27
16	神郡南	8:34	9:41	10:53	12:00	13:58	15:09	16:17	17:28
15	田井郵便局	8:35	9:42	10:54	12:01	13:59	15:10	16:18	17:29
14	北条横町北	8:35	9:42	10:54	12:01	13:59	15:10	16:18	17:29
13	平沢官衙西入口	8:37	9:44	10:56	12:03	14:01	15:12	16:20	17:31
12	平沢中央	8:38	9:45	10:57	12:04	14:02	15:13	16:21	17:32
11	平沢東	8:39	9:46	10:58	12:05	14:03	15:14	16:22	17:33
10	山口	8:41	9:48	11:00	12:07	14:05	15:16	16:24	17:35
9	市民研修センター	8:41	9:48	11:00	12:07	14:05	15:16	16:24	17:35
8	北条大池・運動公園入	8:42	9:49	11:01	12:08	14:06	15:17	16:25	17:36
7	北条新町	8:43	9:50	11:02	12:09	14:07	15:18	16:26	17:37
6	旧北条駅入口	8:44	9:51	11:03	12:10	14:08	15:19	16:27	17:38
5	北条仲町	8:44	9:51	11:03	12:10	14:08	15:19	16:27	17:38
4	北条	8:45	9:52	11:04	12:11	14:09	15:20	16:28	17:39
3	カスミ筑波店	8:46	9:53	11:05	12:12	14:10	15:21	16:29	17:40
2	筑波交流センター	8:48	9:55	11:07	12:14	14:12	15:23	16:31	17:42
1	筑波中央病院	8:59	10:06	11:18	12:25	14:23	15:34	16:42	17:53

下り(筑波ふれあいの里入口(つくば湯)行)		2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車
No	停留所名	2便	4便	6便	8便	10便	12便	14便	16便
1	筑波中央病院	8:05	9:17	10:24	11:36	13:33	14:41	15:52	17:00
2	筑波交流センター	8:08	9:20	10:27	11:39	13:36	14:44	15:55	17:03
3	カスミ筑波店	8:10	9:22	10:29	11:41	13:38	14:46	15:57	17:05
4	北条	8:11	9:23	10:30	11:42	13:39	14:47	15:58	17:06
5	北条仲町	8:12	9:24	10:31	11:43	13:40	14:48	15:59	17:07
6	旧北条駅入口	8:12	9:24	10:31	11:43	13:40	14:48	15:59	17:07
7	北条新町	8:13	9:25	10:32	11:44	13:41	14:49	16:00	17:08
8	北条大池・運動公園	8:14	9:26	10:33	11:45	13:42	14:50	16:01	17:09
9	市民研修センター	8:14	9:26	10:33	11:45	13:42	14:50	16:01	17:09
10	山口	8:15	9:27	10:34	11:46	13:43	14:51	16:02	17:10
11	平沢東	8:17	9:29	10:36	11:48	13:45	14:53	16:04	17:12
12	平沢中央	8:18	9:30	10:37	11:49	13:46	14:54	16:05	17:13
13	平沢官衙西入口	8:18	9:30	10:37	11:49	13:46	14:54	16:05	17:13
14	北条横町北	8:20	9:32	10:39	11:51	13:48	14:56	16:07	17:15
15	田井郵便局	8:21	9:33	10:40	11:52	13:49	14:57	16:08	17:16
16	神郡南	8:22	9:34	10:41	11:53	13:50	14:58	16:09	17:17
17	神郡	8:22	9:34	10:41	11:53	13:50	14:58	16:09	17:17
18	神郡東	8:23	9:35	10:42	11:54	13:51	14:59	16:10	17:18
19	館	8:25	9:37	10:44	11:56	13:53	15:01	16:12	17:20
20	六所	8:29	9:41	10:48	12:00	13:57	15:05	16:16	17:24
21	立野東	8:32	9:44	10:51	12:03	14:00	15:08	16:19	17:27
22	立野西	8:32	9:44	10:51	12:03	14:00	15:08	16:19	17:27
23	臼井入口	8:34	9:46	10:53	12:05	14:02	15:10	16:21	17:29
24	臼井	8:34	9:46	10:53	12:05	14:02	15:10	16:21	17:29
25	飯名神社入口	8:35	9:47	10:54	12:06	14:03	15:11	16:22	17:30
26	沼田東	8:36	9:48	10:55	12:07	14:04	15:12	16:23	17:31
27	沼田中坪	8:37	9:49	10:56	12:08	14:05	15:13	16:24	17:32
28	筑波山口	8:43	9:55	11:02	12:14	14:11	15:19	16:30	17:38
29	沼田上坪	8:44	9:56	11:03	12:15	14:12	15:20	16:31	17:39
30	二十三夜前	8:48	10:00	11:07	12:19	14:16	15:24	16:35	17:43
31	筑波山神社入口	8:49	10:01	11:08	12:20	14:17	15:25	16:36	17:44
32	筑波山郵便局入口	8:50	10:02	11:09	12:21	14:18	15:26	16:37	17:45
33	東山入口	8:51	10:03	11:10	12:22	14:19	15:27	16:38	17:46
34	筑波ふれあいの里入口(つくば湯)	8:59	10:11	11:18	12:30	14:27	15:35	16:46	17:54

運行ダイヤ（部分運休運行）

上り(筑波中央病院行)		1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車
No	停留所名	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便	15便
34	筑波ふれあいの里入口(つくば湯)								
33	東山入口				運休				
32	筑波山郵便局入口								
31	筑波山神社入口								
30	二十三夜前								
29	沼田上坪								
28	筑波山口	8:18	9:25	10:37	11:44	13:42	14:53	16:01	17:12
27	沼田中坪	8:19	9:26	10:38	11:45	13:43	14:54	16:02	17:13
26	沼田東	8:20	9:27	10:39	11:46	13:44	14:55	16:03	17:14
25	飯名神社入口	8:20	9:27	10:39	11:46	13:44	14:55	16:03	17:14
24	臼井	8:21	9:28	10:40	11:47	13:45	14:56	16:04	17:15
23	臼井入口	8:22	9:29	10:41	11:48	13:46	14:57	16:05	17:16
22	立野西	8:23	9:30	10:42	11:49	13:47	14:58	16:06	17:17
21	立野東	8:24	9:31	10:43	11:50	13:48	14:59	16:07	17:18
20	六所	8:26	9:33	10:45	11:52	13:50	15:01	16:09	17:20
19	館	8:31	9:38	10:50	11:57	13:55	15:06	16:14	17:25
18	神郡東	8:32	9:39	10:51	11:58	13:56	15:07	16:15	17:26
17	神郡	8:33	9:40	10:52	11:59	13:57	15:08	16:16	17:27
16	神郡南	8:34	9:41	10:53	12:00	13:58	15:09	16:17	17:28
15	田井郵便局	8:35	9:42	10:54	12:01	13:59	15:10	16:18	17:29
14	北条横町北	8:35	9:42	10:54	12:01	13:59	15:10	16:18	17:29
13	平沢官衙西入口	8:37	9:44	10:56	12:03	14:01	15:12	16:20	17:31
12	平沢中央	8:38	9:45	10:57	12:04	14:02	15:13	16:21	17:32
11	平沢東	8:39	9:46	10:58	12:05	14:03	15:14	16:22	17:33
10	山口	8:41	9:48	11:00	12:07	14:05	15:16	16:24	17:35
9	市民研修センター	8:41	9:48	11:00	12:07	14:05	15:16	16:24	17:35
8	北条大池・運動公園入口	8:42	9:49	11:01	12:08	14:06	15:17	16:25	17:36
7	北条新町	8:43	9:50	11:02	12:09	14:07	15:18	16:26	17:37
6	旧北条駅入口	8:44	9:51	11:03	12:10	14:08	15:19	16:27	17:38
5	北条仲町	8:44	9:51	11:03	12:10	14:08	15:19	16:27	17:38
4	北条	8:45	9:52	11:04	12:11	14:09	15:20	16:28	17:39
3	カスミ筑波店	8:46	9:53	11:05	12:12	14:10	15:21	16:29	17:40
2	筑波交流センター	8:48	9:55	11:07	12:14	14:12	15:23	16:31	17:42
1	筑波中央病院	8:59	10:06	11:18	12:25	14:23	15:34	16:42	17:53

下り(筑波ふれあいの里入口(つくば湯)行)		2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車
No	停留所名	2便	4便	6便	8便	10便	12便	14便	16便
1	筑波中央病院	8:05	9:17	10:24	11:36	13:33	14:41	15:52	17:00
2	筑波交流センター	8:08	9:20	10:27	11:39	13:36	14:44	15:55	17:03
3	カスミ筑波店	8:10	9:22	10:29	11:41	13:38	14:46	15:57	17:05
4	北条	8:11	9:23	10:30	11:42	13:39	14:47	15:58	17:06
5	北条仲町	8:12	9:24	10:31	11:43	13:40	14:48	15:59	17:07
6	旧北条駅入口	8:12	9:24	10:31	11:43	13:40	14:48	15:59	17:07
7	北条新町	8:13	9:25	10:32	11:44	13:41	14:49	16:00	17:08
8	北条大池・運動公園入口	8:14	9:26	10:33	11:45	13:42	14:50	16:01	17:09
9	市民研修センター	8:14	9:26	10:33	11:45	13:42	14:50	16:01	17:09
10	山口	8:15	9:27	10:34	11:46	13:43	14:51	16:02	17:10
11	平沢東	8:17	9:29	10:36	11:48	13:45	14:53	16:04	17:12
12	平沢中央	8:18	9:30	10:37	11:49	13:46	14:54	16:05	17:13
13	平沢官衙西入口	8:18	9:30	10:37	11:49	13:46	14:54	16:05	17:13
14	北条横町北	8:20	9:32	10:39	11:51	13:48	14:56	16:07	17:15
15	田井郵便局	8:21	9:33	10:40	11:52	13:49	14:57	16:08	17:16
16	神郡南	8:22	9:34	10:41	11:53	13:50	14:58	16:09	17:17
17	神郡	8:22	9:34	10:41	11:53	13:50	14:58	16:09	17:17
18	神郡東	8:23	9:35	10:42	11:54	13:51	14:59	16:10	17:18
19	館	8:25	9:37	10:44	11:56	13:53	15:01	16:12	17:20
20	六所	8:29	9:41	10:48	12:00	13:57	15:05	16:16	17:24
21	立野東	8:32	9:44	10:51	12:03	14:00	15:08	16:19	17:27
22	立野西	8:32	9:44	10:51	12:03	14:00	15:08	16:19	17:27
23	臼井入口	8:34	9:46	10:53	12:05	14:02	15:10	16:21	17:29
24	臼井	8:34	9:46	10:53	12:05	14:02	15:10	16:21	17:29
25	飯名神社入口	8:35	9:47	10:54	12:06	14:03	15:11	16:22	17:30
26	沼田東	8:36	9:48	10:55	12:07	14:04	15:12	16:23	17:31
27	沼田中坪	8:37	9:49	10:56	12:08	14:05	15:13	16:24	17:32
28	筑波山口	8:43	9:55	11:02	12:14	14:11	15:19	16:30	17:38
29	沼田上坪								
30	二十三夜前								
31	筑波山神社入口					運休			
32	筑波山郵便局入口								
33	東山入口								
34	筑波ふれあいの里入口(つくば湯)								

表１（別表３）

１　筑波地区支線型バス　「計画運行日数」算出表（令和４年10月～令和５年９月）

土日祝（運休日と重複した場合は運休日を優先）　筑波地区支線型バスの運休日　部分運休日（※）

全運行日	通常運行（系統申請番号１、２）の運行日	部分運休運行（系統申請番号３、４）の運行日
359	329	30

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	365	244	115	30	6
																																合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
10月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	31	20	11	2	0
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
11月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		30	20	10	10	0
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
12月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	31	20	8	0	3
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
1月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	31	19	9	0	3
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
2月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				28	19	9	7	0
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
3月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	31	22	9	4	0
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
4月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		30	20	10	2	0
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
5月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	31	20	11	5	0
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
6月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		30	22	8	0	0
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
7月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	31	20	11	0	0
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
8月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	31	22	9	0	0
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		合計	平日	土日祝	部分運休日	運休日
9月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		30	20	10	0	0

※紅葉シーズン（10月下旬～11月）の土日祝日、梅まつり開催期間中（過去実績より想定）の土日祝日

２　筑波地区支線型バス　「計画運行回数」算出表（令和４年10月～令和５年９月）※運行ダイヤは表１（別表２）参照

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助要件の１つとして、既存の公共交通と重複していない区間必要であるが、つくば市は市内全域をデマンド型交通「つくタク」が運行しているため、つくタクが運行している平日９時～17時を除いた運行を計画運行回数とする。

（１）筑波地区支線型バス（１号車）（系統申請番号１）の計画運行回数

・計画運行日数（329日）の内訳は平日244日、土日祝85日

・平日はつくタクと運行が重複しない始発便（１便）、最終便（16便）の１回/日

・土日祝日は終日の４回/日（つくタクは土日祝日は運休）

・以上より、計画運行回数は平日（244×１）＋土日祝（85×４）＝584

（２）筑波地区支線型バス（２号車）（系統申請番号２）の計画運行回数

（１）と同じ（計画運行回数584）

（３）筑波地区支線型バス（１号車）※部分運休運行（系統申請番号３）の計画運行回数

・計画運行日数（30日）はすべて土日祝

・計画運行回数は土日祝（30×４）＝120

（４）筑波地区支線型バス（２号車）※部分運休運行（（系統申請番号４）の計画運行回数

（３）と同じ（計画運行回数120）

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	つくば市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	149,189
交通不便地域	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
つくば市地域公共交通計画	令和3年3月26日	－

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表５（別表）人口集中地区以外の地区を示す地図

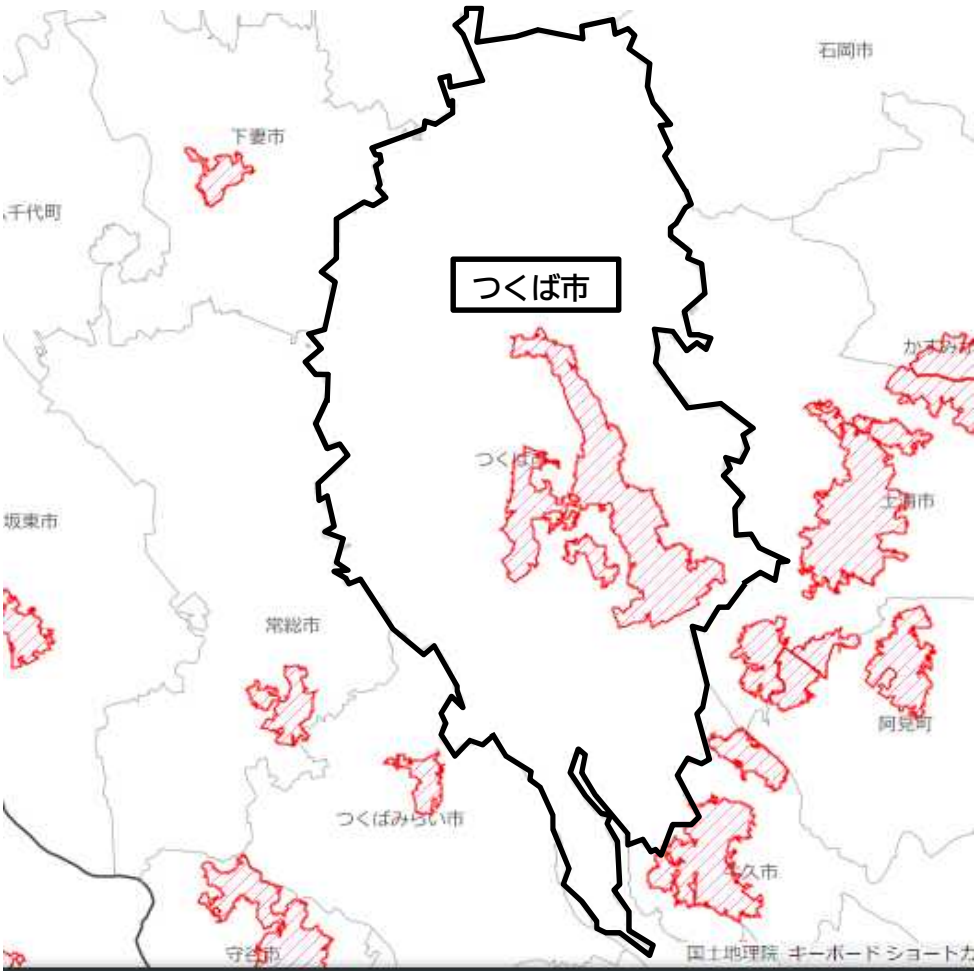

つくば市境界　　人口集中地区